

東京都児童福祉審議会 第1回専門部会 (子育て家庭を地域で支える仕組みづくり)

資料集

【目次】

○児童福祉法等の一部を改正する法律（H28年法律第63号）の概要	1
○子育て家庭を取り巻く状況（各種調査結果より）	7
○児童虐待死亡ゼロを目指した支援のあり方について【概要版】	10
○子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について （第13次報告）の概要	12
○母子保健事業実施状況	19
○（参考）多摩市子ども家庭支援ネットワーク連絡会構成図	22
○区市町村における子供家庭支援センター設置状況 及び子供在宅サービス事業実施状況	23
○平成28年度ショートステイ事業実施状況	24
○区市町村別子育てひろば（地域子育て支援拠点）実施箇所数	25
○平成28年度子育て援助活動支援事業 （ファミリー・サポート・センター事業）実施状況	27
○平成28年度 区市町村児童家庭相談統計	28
○都内区市町村における児童家庭相談件数の状況	29
○障害児支援サービスについて	30
○障害児福祉計画に係る実績	31
○障害児通所支援事業所 事業所数及び定員数の推移	32
○児童発達支援センター整備状況	33
○主に重症心身障害児を支援する障害児通所支援事業所整備状況	34
○医療的ケアが必要な障害児への支援について	35
○医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置について	36

児童福祉法等の一部を改正する法律（平成28年法律第63号）の概要

（平成28年5月27日成立・6月3日公布）

全ての児童が健全に育成されるよう、児童虐待について発生予防から自立支援まで一連の対策の更なる強化等を図るため、児童福祉法の理念を明確化するとともに、母子健康包括支援センターの全国展開、市町村及び児童相談所の体制の強化、里親委託の推進等の所要の措置を講ずる。

改正の概要

1. 児童福祉法の理念の明確化等

- (1) 児童は、適切な養育を受け、健やかな成長・発達や自立等を保障されること等の権利を有することを明確化する。
- (2) 国・地方公共団体は、保護者を支援するとともに、家庭と同様の環境における児童の養育を推進するものとする。
- (3) 国・都道府県・市町村それぞれの役割・責務を明確化する。
- (4) 親権者は、児童のしつけに際して、監護・教育に必要な範囲を超えて児童を懲戒してはならない旨を明記。

2. 児童虐待の発生予防

- (1) 市町村は、妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援を行う母子健康包括支援センターの設置に努めるものとする。
- (2) 支援を要する妊婦等を把握した医療機関や学校等は、その旨を市町村に情報提供するよう努めるものとする。
- (3) 国・地方公共団体は、母子保健施策が児童虐待の発生予防・早期発見に資することに留意すべきことを明確化する。

3. 児童虐待発生時の迅速・的確な対応

- (1) 市町村は、児童等に対する必要な支援を行うための拠点の整備に努めるものとする。
- (2) 市町村が設置する要保護児童対策地域協議会の調整機関について、専門職を配置するものとする。
- (3) 政令で定める特別区は、児童相談所を設置するものとする。
- (4) 都道府県は、児童相談所に①児童心理司、②医師又は保健師、③指導・教育担当の児童福祉司を置くとともに、弁護士を配置又はこれに準ずる措置を行うものとする。
- (5) 児童相談所等から求められた場合に、医療機関や学校等は、被虐待児童等に関する資料等を提供できるものとする。

4. 被虐待児童への自立支援

- (1) 親子関係再構築支援について、施設、里親、市町村、児童相談所などの関係機関等が連携して行うべき旨を明確化する。
- (2) 都道府県（児童相談所）の業務として、里親の開拓から児童の自立支援までの一貫した里親支援を位置付ける。
- (3) 養子縁組里親を法定化するとともに、都道府県（児童相談所）の業務として、養子縁組に関する相談・支援を位置付ける。
- (4) 自立援助ホームについて、22歳の年度末までの間にある大学等就学中の者を対象に追加する。

（検討規定等）

- 施行後速やかに、要保護児童の保護措置に係る手続における裁判所の関与の在り方、特別養子縁組制度の利用促進の在り方を検討する。
- 施行後2年以内に、児童相談所の業務の在り方、要保護児童の通告の在り方、児童福祉業務の従事者の資質向上の方策を検討する。
- 施行後5年を目途として、中核市・特別区が児童相談所を設置できるよう、その設置に係る支援等の必要な措置を講ずる。

施行期日

平成29年4月1日（1、2（3）については公布日、2（2）、3（4）（5）、4（1）については平成28年10月1日）

I 児童福祉法の理念の明確化等

○ 全ての児童が健全に育成されるよう、児童を中心に、その福祉の保障等の内容を明確化する。

(1) 児童の福祉を保障するための原理の明確化

- 児童は、適切な養育を受け、健やかな成長・発達や自立等を保障されること等の権利を有することを明確化。（児童福祉法）

(2) 家庭と同様の環境における養育の推進

- 国・地方公共団体は、児童が家庭において健やかに養育されるよう、保護者を支援するものとする。ただし、家庭における養育が適当でない場合には、児童が家庭における養育環境と同様の養育環境において継続的に養育されるよう、必要な措置を講ずるものとする。（児童福祉法）

(3) 国・地方公共団体の役割・責務の明確化

- 国・地方公共団体の役割・責務を次のように明確化。（児童福祉法）
 - ① 市町村は、基礎的な地方公共団体として、身近な場所における支援業務を適切に行う。
 - ② 都道府県は、市町村の業務が適正かつ円滑に行われるよう、市町村に対する必要な助言や適切な援助を行うとともに、専門的な知識・技術や広域的な対応が必要な業務を適切に行う。
 - ③ 国は、市町村・都道府県の業務が適正かつ円滑に行われるよう、児童が適切に養育される体制の確保に関する施策、市町村・都道府県に対する助言、情報提供等の必要な各般の措置を講ずる。

(4) しつけを名目とした児童虐待の防止

- 親権者は、児童のしつけに際して、監護・教育に必要な範囲を超えて児童を懲戒してはならない旨を明記。（児童虐待防止法）

Ⅱ 児童虐待の発生予防

○ 妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援等を通じて、妊娠や子育ての不安、孤立等に対応し、児童虐待のリスクを早期に発見・逡減する。

(1) 子育て世代包括支援センターの法定化

- 市町村は、妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援を提供する「子育て世代包括支援センター」を設置するよう努めるものとする。(母子保健法)(☆)
 - ※ 平成27年度実施市町村数:138市町村 → 平成28年度実施市町村数(予定):251市町村
 - ※ 法律上は、「母子健康包括支援センター」という名称。

(2) 支援を要する妊婦等に関する情報提供

- 支援を要すると思われる妊婦や児童・保護者を把握した医療機関、児童福祉施設、学校等は、その旨を市町村に情報提供するように努めるものとする。(児童福祉法)(☆)

(3) 母子保健施策を通じた虐待予防等

- 国・地方公共団体は、母子保健施策が児童虐待の発生予防・早期発見に資するものであることに留意しなければならない旨を明記。(母子保健法)(☆)

* (☆)の事項は、「児童虐待防止対策強化プロジェクト」(平成27年12月21日子どもの貧困対策会議決定)に記載。次頁以降も同じ。

Ⅲ 児童虐待発生時の迅速・的確な対応

○ 児童の安全を確保するための初期対応等が迅速・的確に行われるよう、市町村や児童相談所の体制や権限の強化等を行う。

(1) 市町村における支援拠点の整備

- 市町村は、児童等に対する必要な支援を行うための拠点の整備に努めるものとする。(児童福祉法)

(2) 市町村の要保護児童対策地域協議会の機能強化

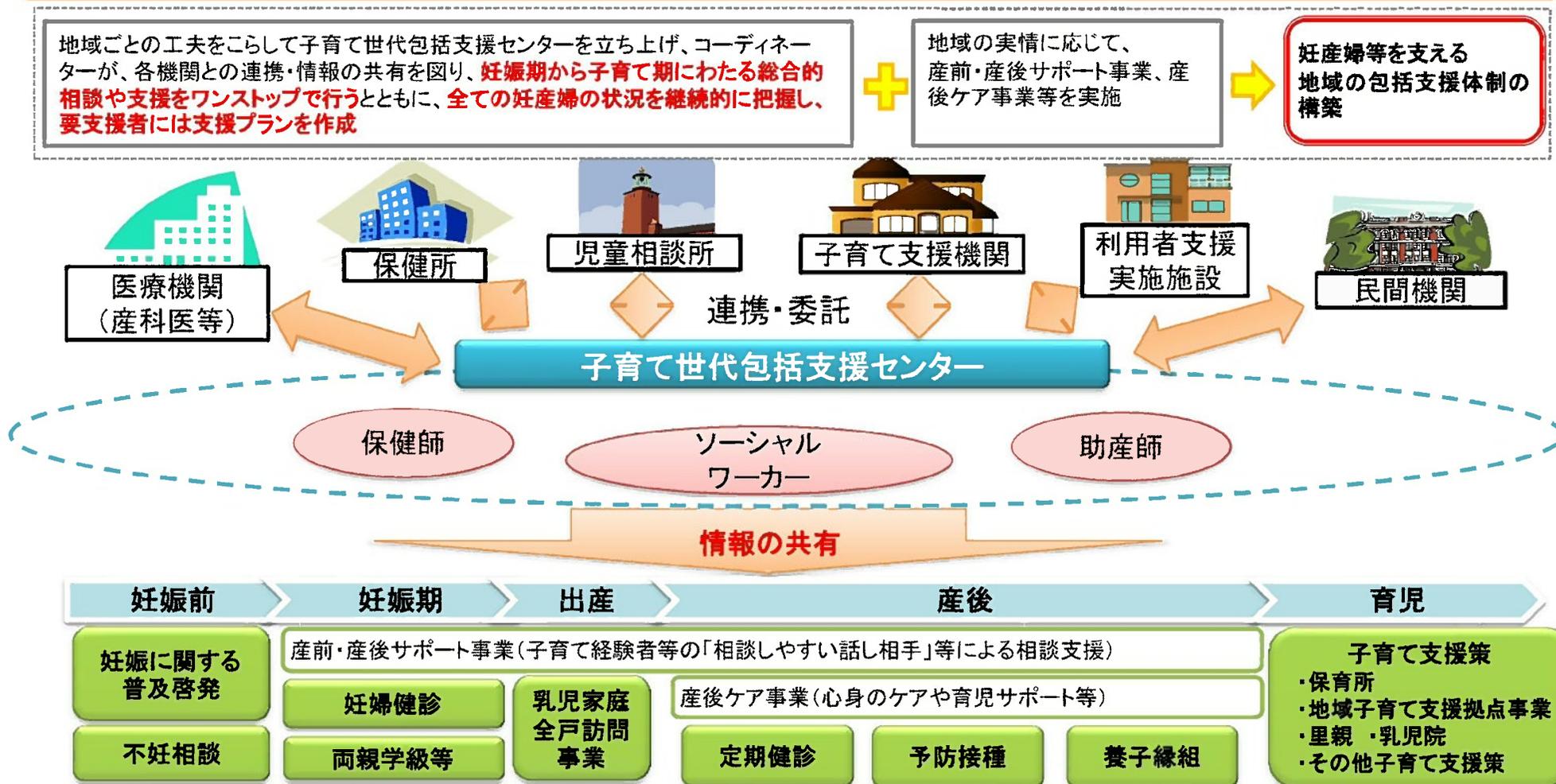
- 市町村が設置する要保護児童対策地域協議会の調整機関について、専門職を配置するものとする。(児童福祉法)(☆)
 - ※ 現行は、要保護児童対策調整機関における専門職(児童福祉司たる資格を有する者、保健師等)の配置は努力義務であり、1,387市区町村(80.4%)が配置済。(平成27年4月1日)
- 調整機関に配置される専門職は、国が定める基準に適合する研修を受けなければならないものとする。(児童福祉法)

(3) 児童相談所設置自治体の拡大

- 政令で定める特別区は、児童相談所を設置するものとする。(児童福祉法)
 - ※ 現行法上、政令で定める市(現在、横須賀市・金沢市)は児童相談所を設置するものとされており、政令で定める特別区についてもこれと同様とする。
- 政府は、改正法の施行後5年を目途として、中核市・特別区が児童相談所を設置できるよう、その設置に係る支援等の必要な措置を講ずるものとする。(改正法附則)

子育て世代包括支援センターの法定化・全国展開【平成29年4月施行・母子保健法】

- 現状様々な機関が個々に行っている**妊娠期から子育て期にわたるまでの支援**について、**ワンストップ拠点(子育て世代包括支援センター)**を立ち上げ、**切れ目のない支援**を実施。
- ワンストップ拠点には、**保健師、ソーシャルワーカー**等を配置して**きめ細やかな支援**を行うことにより、地域における子育て世帯の「**安心感**」を醸成する。
- **子育て世代包括支援センター**を法定化し、**おおむね平成32年度末までに全国展開**を目指す。
 - **平成27年度実施市町村数: 138市町村** ➢ **平成28年度実施市町村数(予定): 251市町村(423か所)**



支援を要する妊婦等に関する情報提供

【平成28年10月施行・児童福祉法】

考え方

- 虐待による死亡事例における0歳児の割合は4割強を占める。
 - 0歳児の死亡事例の背景として、**母親が妊娠期から一人で悩みを抱えていること、産前産後の心身の不調や家庭環境の問題等がある。**
- ← 支援を要する妊婦等を把握しやすい機関が、妊娠期から虐待リスクに着目し、市町村を通じ、支援につなぐことが必要。

改正法による対応

- **支援を要する妊婦等(※)を把握した医療機関や学校等は、その旨を市町村に情報提供するよう努めるものとする。**

※「支援を要する妊婦等」とは

- ①**特定妊婦**: 出産後の養育について、出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦
(望まない妊娠、若年の妊娠、精神疾患を有するなどの事情を有する妊婦)
- ②**要支援児童**: 保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童
(子育てに対して強い不安や孤立感等を抱える家庭・不適切な養育状態にある家庭等の児童)

<支援を要する妊婦と虐待による死亡事例の関連データ>

	0歳児(※1)	0日児(※1)	母子健康手帳の未発行(※2)	妊婦健診の未受診(※2)
虐待による死亡事例における割合	44.0%	16.8% (このうち望まない妊娠の割合は70.4%)	17.6%	21.7%

※1 社会保障審議会児童部会児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会「子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について」第1次から第11次報告の累計(平成15年~26年)
 ※2 社会保障審議会児童部会児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会「子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について」第3次から第11次報告の累計(平成17年~26年)

母子保健施策を通じた虐待予防等 【公布日施行・母子保健法】

現状

- 妊産婦や乳幼児等への健診・保健指導等を行う母子保健事業は、児童虐待の予防や早期発見に資するものである。
- 母子保健法は、母性及び乳幼児の健康の保持増進を図ることを目的とする法律である。



考え方

- 母子保健事業が児童虐待の予防や早期発見に資するものであることが母子保健法上明確になっていない。

改正法による対応

- 母子保健事業の実施に当たっては、当該事業が児童虐待の発生予防や早期発見に資するものであることに留意するよう、母子保健法において明確化する。

市町村における支援拠点のイメージ

市区町村

都道府県

ポピュレーション・アプローチ

子育て世代包括支援センター（母子健康包括支援センター）

○妊娠期から子育て期にわたる総合的相談や支援をワンストップで実施

乳児家庭全戸訪問事業

1歳6か月・3歳児健診

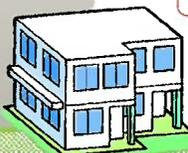
地域子育て支援拠点事業

利用者支援事業

一時預かり事業

児童館

子育て援助活動支援（ファミリー・サポート・センター）事業



要保護児童等に対する支援の拠点（仮称）

- 児童、保護者等からの養育困難な状況や虐待等に関する相談
- 生活状況や実態把握等を行うための家庭訪問等
- 通所、訪問等による継続的なソーシャルワークやカウンセリング等
・児童相談所からの委託を受けて行う通所・在宅による指導措置を含む
- 通所又は訪問型の在宅支援サービス



複数市町村による共同設置又は委託可

養育支援訪問事業

子育て短期支援（ショートステイ・トワイライトステイ）事業

- 措置解除後の児童等が安定して生活していくための継続的な支援

要保護児童対策地域協議会調整機関を担うことも可

児童相談所（一時保護所）

- 一時保護、措置（里親委託、施設入所、在宅指導等）
- これらにつながる相談、指導、診断等
- 市町村援助（市町村相互間の連絡調整、情報提供等必要な援助） 等

里親

乳児院

児童養護施設

児童心理治療施設

ハイリスク・アプローチ

－子育て家庭を取り巻く状況（各種調査結果より）－

子育て家庭の就労の状況

女性の出産前後の就業継続率は上昇

- ・ 第1子の出産前に就業していた女性のうち、出産後に就業を継続した女性の割合はこれまで4割前後で推移してきたが、平成22年から平成26年に第1子を出産した女性では、53.1%と大幅に上昇

出典：「第15回出生動向基本調査（夫婦調査）」（2015年）（国立社会保障・人口問題研究所）

子育て期の男性の長時間労働

- ・ 平成28年の就業時間について、子育て期にある年代の男性について見ると、30代は15.1%、40代は15.7%が週60時間以上の就業時間となっており、他の年齢層と比べて高い水準となっている。

出典：「労働力調査」（2016年）（総務省）

子供を持つことに対する不安感

子供が生まれる前に不安を感じる人の割合は増加

- ・ 子育て中の人に子供が生まれる前に抱いていた子育て観について質問し「子供を持つのが不安だった」と答えた割合は増加
女性：50.1%（2014年） ← 35.2%（2002年）
男性：46.6%（2014年） ← 29.4%（2002年）

出典：「子育て支援策等に関する調査（未就学児の父母調査）」（2014年）
（三菱UFJリサーチ&コンサルティング㈱）

子育てに対する負担感・不安感

子育てをされていて負担や不安に思う人は多い

- ・ 15歳以下の子供がいる人を対象に子育てをされていてどの程度負担・不安に思うかとの質問に「とてもある」「どちらかといえばある」と答えた割合
女性：77.3%
男性：67.4%

出典：「人口減少社会に関する意識調査」（2015年）（厚生労働省）

子供を育てていて不安に思うことや悩みの状況

※ 20代から40代の子育て中の人に対し、子供を育てていて負担に思うことや悩みについて質問。子育ての不安や悩みは父親よりも母親の方が強い傾向。

- ・「子育てで出費がかさむ」と答えた割合

男女合計：53.2%

- ・「自分の自由な時間が持てない」 //

男女合計：44.1% （女性：48.1%、男性：40.3%）

- ・「子育てによる身体の疲れが大きい」 //

男女合計：28.9% （女性：34.3%、男性：23.8%）

- ・「気持ちに余裕を持って子供に接することができない」 //

男女合計：25.6% （女性：35.5%、男性：16.4%）

出典：「少子化と夫婦の生活環境に関する意識調査」（2012年）（内閣府）

子育てと地域の支え

子育てにとっての地域の支えの重要性についての意識

- ・ 子育てをする人にとっての地域の支えの重要性を質問し、「とても重要だと思う」「やや重要だと思う」と答えた人の割合

男女合計：90.9%

- ・ 地域で子育てを支えるために重要なこととして、「子育てに関する悩みについて気軽に相談できる場があること」と答えた人の割合

男女合計：58.1% （女性：59.6%、男性：56.3%）

出典：「家族と地域における子育てに関する意識調査」（2013年）（内閣府）

子育て中の親の地域の中での子供を通じた付き合いは弱まっている

- ・「子供を通して関わっている人はいない」と答えた人の割合

女性：11.2%（2014年） ← 1.6%（2002年）

男性：16.3%（2014年） ← 9.2%（2002年）

- ・「子育ての悩みを相談できる人がいる」 //

女性：43.8%（2014年） ← 73.8%（2002年）

男性：11.0%（2014年） ← 19.0%（2002年）

・「子供を預けられる人がいる」¹⁾

女性：27.8%（2014年） ← 57.1%（2002年）

男性：24.8%（2014年） ← 38.1%（2002年）

出典：「子育て支援策等に関する調査」（未就学児の父母調査）（2014年）

（三菱UFJリサーチ&コンサルティング㈱）

児童虐待死亡ゼロを目指した支援のあり方について【概要版】

—平成27年度東京都児童福祉審議会児童虐待死亡事例等検証部会報告書—

1 検証対象事例

○東京都において発生した重大な児童虐待で、東京都・区市町村の関与があったものを主な対象とし、平成26年度に発生した重大な事例10事例のうち、5事例を検証

2 検証方法

- 検証部会が、直接、関係機関にヒアリングの上検証を実施【事例1】
- 児童相談所が検証を行い、その結果を受けて検証部会で検証を実施【事例2～5】
- ※【事例5】は、関係した自治体の検証報告も踏まえ新たに課題、改善策を検討

3 検証事例の概要、主な課題と改善策

【事例1】SBSの受傷機転が不明な中で入所施設から家庭復帰した事例 p6～

本児は、乳児院入所措置解除の約2か月後、父母宅から救急搬送されたが死亡。司法解剖等により硬膜下血腫等が確認。父は傷害致死の有罪判決。児童相談所は、乳児院入所から本児死亡に至るまで、ケースワーク全般に関わっていた。

関係機関：児童相談所、医療機関、乳児院、保育所、子供家庭支援センター、保健機関、警察

課題	改善策
○児童相談所及び乳児院は、父母の養育スキルについて、適切にアセスメント、養育指導ができなかった。	<ul style="list-style-type: none"> ・SBSは、養育スキルの問題であることも多い。児童相談所や乳児院等が、父母や養育を補助する親族等に対し、養育スキルの確認をした上で、養育指導の徹底が必要。 ・親族の養育支援は、変化等する可能性が高いこと、変化が生じた時点で家庭の状況に想定外の変化が起きることも十分に認識し、一層丁寧なアセスメントや随時、緊急のフォローアップ体制が必要。
○児童相談所は、母方祖父母をキーパーソンとして家庭復帰を進めたが、父母の養育負担の軽減や養育支援についての検討が不十分であった。	

【事例2】発達課題があり多くの機関が支援に関わっていた事例 p12～

車内で死亡した母と3歳の本児を発見。発達の遅れ等のある本児の療育や母の育児支援のため、多くの機関が関与。主担当としてマネジメントを行う機関はなかった。

関係機関：子供家庭支援センター、保健機関、障害福祉担当部署、医療機関、保育所、児童発達支援センター

課題	改善策
○各機関は、母の疲弊を認識していながら、母の要望に応じたサービスを案内するのみで、母の生育歴の把握や父の育児への関与の状況など家庭状況を把握することがなかった。	<ul style="list-style-type: none"> ・保健機関及び子供家庭支援センターは、多数の機関の支援を受けている家庭やさらに支援追加を求める家庭は、要支援としてアセスメント（「障害受容」の程度も把握）し、個別ケース検討会議を開催し、情報共有や役割分担を行い、連携して支援することが必要。 ・児童発達支援センター等は、リスク要因が重なる場合には、要支援児童等の可能性が高まることをあらかじめ認識すること。

【事例3】外国籍のひとり親家庭できょうだいの養育にも課題があった事例 p17～

生後6か月の本児が、ベビーカーに乗せられ、アパート前に置き去り。本家庭は、母（外国籍）と、本児、小学校高学年の異父姉の3人家族。近隣の親族が、本児の育児を手伝っていた。

関係機関：子供家庭支援センター、保健機関、保育所、学校

課題	改善策
<p>○保健機関は、新生児訪問指導の際、親族支援等があるなどの話を聞き、事実を確認せず問題ないと判断した。</p> <p>○子供家庭支援センターは、姉の虐待通告の際、本児のリスクに注目していなかった。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・母の日本語力が低くひとり親家庭でもあるなど、ストレスを抱えやすい状況がある場合、継続的にフォローするため、保健機関は、特定妊婦として子供家庭支援センターに情報提供すべき。 ・子供家庭支援センターは、家庭のアセスメント及び子ども（きょうだい含む。）へのリスクアセスメントを行い、支援すべき。

【事例4】保護者が育児について繰り返し不安を訴えていた事例 p20～

母が血を流して倒れているのを帰宅した父が発見。室内を確認したところ、本児が倒れており、首には絞められた痕。母は育児に悩んでいたことから、母が本児の首を絞めた後、自殺したとみられている。

関係機関：子供家庭支援センター（育児支援ヘルパー事業所、子育てひろば含む。）、保健機関、医療機関

課題	改善策
<p>○育児支援ヘルパーや親子交流スペースの職員は、母が様々な不安・心配事を話したが、組織的に相談として受け止められなかった。</p> <p>○保健機関は、母の精神科受診について消極的な対応となった。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・育児支援ヘルパーや子育てひろば等の職員は、保護者が繰り返し同じ不安を訴えたり、自責の念に駆られている場合は、ハイリスクの可能性が高いと捉え、事業所内や子供家庭支援センターと情報共有すること。 ・保健機関は、妊娠期から不安の高い母親に対し、マタニティブルーや産後うつ病の可能性をアセスメントし精神科の受診につなげるなどが必要。

【事例5】暴力による学齢児の怪我に気付きながら虐待通告がなかった事例 p24～

養父から日常的に児童虐待を受けていた中学生の本児が自殺した事件。学校、保護者等から子供家庭支援センターや児童相談所等への通告・相談はなかった。

関係機関：学校

課題	改善策
<p>○学校は、本児のアザが養父からの暴力によるものであることを確認したが、虐待通告を行わなかった。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・学校は、保護者からの暴力による子どもの怪我を発見した際、子供家庭支援センター又は児童相談所への通告を必ず行うこと。 ・子ども本人から、暴力を振るわれたときの保護者の様子や子どもの気持ち、家庭環境などを丁寧に聴くことが重要。養護教諭・スクールカウンセラーなどを活用することも有効。

子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について（第13次報告）の概要

社会保障審議会児童部会児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会【平成29年8月】

1. 検証対象

(1) 死亡事例

厚生労働省が、都道府県、指定都市及び児童相談所設置市（以下「都道府県等」という。）に対する調査により把握した、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に発生し、又は表面化した子ども虐待による死亡事例72例（84人）を対象とした。

区分	第13次報告			（参考）第12次報告		
	心中以外の虐待死	心中による虐待死（未遂を含む）	計	心中以外の虐待死	心中による虐待死（未遂を含む）	計
例数	48(8)	24(0)	72(8)	43	21	64
人数	52(8)	32(0)	84(8)	44	27	71

※未遂とは、親は生存したが子どもは死亡した事例をいう。

※（ ）内は、都道府県等が虐待による死亡と断定できないと報告のあった事例について、本委員会にて検証を行い、虐待死として検証すべきと判断された事例の内数

(2) 重症事例（死亡に至らなかった事例）

厚生労働省が、都道府県等に対する調査により把握した、平成27年4月1日から6月30日までの間に全国の児童相談所が虐待相談として受理した事例の中で、同年9月1日時点までに、「身体的虐待」等による生命の危険にかかわる受傷、又は「養育の放棄・怠慢」等のために衰弱死の危険性があった事例8例（8人）を対象とした。

【参考】死亡事例数及び人数（第1次報告から第12次報告）

	第1次報告 (平成17年4月)			第2次報告 (平成18年3月)			第3次報告 (平成19年6月)			第4次報告 (平成20年3月)			第5次報告 (平成21年7月)			第6次報告 (平成22年7月)			第7次報告 (平成23年7月)			第8次報告 (平成24年7月)			第9次報告 (平成25年7月)			第10次報告 (平成26年9月)			第11次報告 (平成27年10月)			第12次報告 (平成28年9月)		
	H15.7.1～ H15.12.31 (6か月間)			H16.1.1～ H16.12.31 (1年間)			H17.1.1～ H17.12.31 (1年間)			H18.1.1～ H18.12.31 (1年間)			H19.1.1～ H20.3.31 (1年3か月間)			H20.4.1～ H21.3.31 (1年間)			H21.4.1～ H22.3.31 (1年間)			H22.4.1～ H23.3.31 (1年間)			H23.4.1～ H24.3.31 (1年間)			H24.4.1～ H25.3.31 (1年間)			H25.4.1～ H26.3.31 (1年間)			H26.4.1～ H27.3.31 (1年間)		
	心中 以外	心 中	計	心中 以外	心 中	計	心中 以外	心 中	計	心中 以外	心 中	計	心中 以外	心 中	計	心中 以外	心 中	計	心中 以外	心 中	計	心中 以外	心 中	計	心中 以外	心 中	計	心中 以外	心 中	計	心中 以外	心 中	計			
例数	24	—	24	48	5	53	51	19	70	52	48	100	73	42	115	64	43	107	47	30	77	45	37	82	56	29	85	49	29	78	36	27	63	43	21	64
人数	25	—	25	50	8	58	56	30	86	61	65	126	78	64	142	67	61	128	49	39	88	51	47	98	58	41	99	51	39	90	36	33	69	44	27	71

2. 死亡事例（72例・84人）の分析

（1）心中以外の虐待死（48例・52人）

- 死亡した子どもの年齢は、0歳が30人（57.7%）と最も多く、特に、0歳のうち月齢0か月児が13人（43.3%）と高い割合を占めた。
- 虐待の種類は、身体的虐待が35人（67.3%）、ネグレクトが12人（23.1%）、直接の死因は、「頭部外傷」「頸部絞扼（けいぶこうやく）による窒息」が各8人（17.4%※）で最も多かった。
- 主たる加害者は、「実母」が26人（50.0%）と最も多く、次いで「実父」が12人（23.1%）、次に「実母と実父」が5人（9.6%）であった。
- 加害の動機（複数回答）としては、「保護を怠ったことによる死亡」が6人（11.5%）と最も多く、次いで「しつけのつもり」「子どもの存在の拒否・否定」「泣き止まないことにはらだつたため」が5人（9.6%）であった。
- 実母が抱える問題（複数回答）として、「予期しない妊娠／計画していない妊娠」が18人（34.6%）と最も多く、次いで「妊婦健診未受診」が17人（32.7%）、「若年（10代）妊娠」が13人（25.0%）であった。
- 乳幼児健康診査の受診状況では、「3～4か月児健診」の未受診者が4人（14.8%※）、「1歳6か月児健診」の未受診者が4人（23.5%※）、「3歳児健診」の未受診者が4人（40.0%※）であった。
- 養育者（実母）の心理的・精神的問題等では「養育能力の低さ」が20例（41.7%）、「育児不安」が12例（25.0%）であった。
養育能力の低さとは、子どもの成長発達を促すために必要な関わり（授乳や食事、保清、情緒的な要求への応答、子どもの体調変化の把握、安全面への配慮等）が適切にできない場合としている。

（2）心中による虐待死（未遂を含む）（24例・32人）

- 死亡した子どもの年齢は、0歳が6人（18.8%）で最多であるが、0歳から17歳までの各年齢に分散している傾向。
- 直接の死因は、「頸部絞扼（けいぶこうやく）による窒息」が9人（31.0%※）と最も多く、次いで「溺水」が7人（24.1%※）、「火災による熱傷・一酸化炭素中毒」が6人（20.7%）であった。
- 主たる加害者は、「実母」が29人（90.6%）と最も多く、次いで「実父」が3人（9.4%）であった。
- 加害の動機（複数回答）としては、「保護者自身の精神疾患、精神不安」が13人（40.6%）と最も多く、次いで「育児不安や育児負担感」が11人（34.4%）であった。
- 乳幼児健康診査の受診状況では、「3～4か月児健診」の未受診者が5人（23.8%※）、「1歳6か月児健診」の未受診者が4人（25.0%※）、「3歳児健診」の未受診者が8人（57.1%※）であった。

（3）関係機関の関与

- 心中以外の虐待死の事例では、児童相談所の関与ありが16例（33.3%）、市町村（虐待対応担当部署）の関与ありが19例（39.6%）、心中による虐待死の事例では、児童相談所の関与ありが9例（37.5%）、市町村（虐待対応担当部署）の関与ありが11例（45.8%）であった。
- 要保護児童対策地域協議会で検討されていた事例は、心中以外の虐待死が14例（29.2%）、心中による虐待死事例が8例（33.3%）であった。

※ この割合は「不明・未記入」とした回答を除いた数を合計数として算出した有効割合

3. 重症事例（8例・8人）の分析（個別調査票による調査の結果）

（1）重症となった子どもの特性

- 重症となった子どもの受傷時の年齢は、「0歳」が6人と最も多く、受傷した0歳児を月齢別にみると、月齢「2か月」と「9か月」が各2人で最多であった。

（2）虐待の種類と加害の状況

- 虐待の種類は、「身体的虐待」が5人、「ネグレクト」が3人であった。
- 直接の受傷要因は、「頭部外傷」が6人と最も多かった。
- 主たる加害者は、「実母」「実母と実父」がそれぞれ3人であった。

（3）関係機関の関与

- 重症の受傷以前において、児童相談所の関与ありが2例、市町村（虐待対応担当部署）の関与ありが2例であった。
- 重症の受傷以前において、要保護児童対策地域協議会で検討されていた事例は2例であった。

（4）重症となった受傷後の対応状況

- すべての事例について、重症となった受傷後に医療機関へ入院しており、このうち、入院の対応をした診療科は「小児科」が4例、「脳外科」「総合診療科」「救急救命・小児科」「脳神経外科」がそれぞれ1例ずつであった。また、医療機関に一時保護委託した事例は4例であった。
- すべての事例について、受傷後に要保護児童対策地域協議会に登録された。
- 平成27年9月1日時点で加害者と同居していない事例は4例あり、このうち、援助方針として「家族再統合」としているものが2例、「分離」としているものはなかった。
- 検証の実施状況について、行政機関内部における検証を実施した事例は1例、第三者による検証を実施した事例はなかった。

4. 個別ヒアリング調査結果の分析

- 検証対象事例のうち、特徴的で、かつ、特に重大であると考えられる事例（5例）について、都道府県、市町村及び関係機関等を対象に、事例発生当時の状況や対応等の詳細に関してヒアリング調査を実施した。

（1）事例の概要

- 【事例1】DVを行う継父による暴力によって、長女が死亡した事例
- 【事例2】特定妊婦であった実母及びその内縁の夫が、次女に対し十分な栄養を与えず、顔面に熱傷を負わせ死亡させた事例
- 【事例3】飛び込み出産をした実母及び実父が、長男を放置し死亡させた事例
- 【事例4】実母が措置解除後の次男の顔を殴打したことで死亡させた事例
- 【事例5】産後うつ状態の実母が、双子の子どもとともに団地から飛び降り、心中により死亡した事例

（2）各事例が抱える問題点とその対応策のまとめ

① DVと虐待が併存した場合の対応

- DVが行われている場合は、虐待防止の観点から、子どもの安全確保も確実に実施すること
- 配偶者・パートナーが虐待を深刻化させたり、改善させたりすることから、配偶者・パートナーの関係（横の関係）を含めたアセスメントが重要

② 特定妊婦への対応

- 妊娠届受理から母子保健支援まで迅速に対応すること
- 要保護なのか、要支援なのかを明確にした適切な支援が重要
- 家庭の表面にとらわれることなく、内情や生活史に踏み込んで情報を把握することが必要
- 妊娠及び出産時の問題等を一過性のものとせず、産後の育児においてもハイリスクと認識し対応することが重要

③ 産後うつ病を抱える母親を心中等から守るための対応

- 希死念慮や自殺企図の可能性のある養育者の場合は、実際の行動へ結び付く可能性があると同時に子どもへ危害が及ぶことを十分に想定した上で対応すること
- 母親の気持ちに寄り添いながら、できるだけ早期に精神科へ繋ぐこと
- 養育者の病状について主治医から情報を得る等、精神科医と密な連携を図ること
- 要保護児童対策地域協議会にて積極的な情報共有を行い、緊急介入が必要な場合の具体的な対応や役割分担等を予め協議しておくこと

④ 家庭におけるステップファミリー※への対応

- 家族の成育歴、夫婦関係などの情報が把握しづらい場合もあるため、より一層、情報把握及び虐待リスクの評価を慎重に行うこと
- ※再婚（事実婚含む）により、夫婦のいずれかと生物学的には親子関係のない子ども（養子縁組をしている場合は、法的には親子関係が存在する）がともに生活する家族形態

⑤ 居所が変更した場合の情報共有

- 居所変更の情報を把握した段階で、転居先に危機意識を含め、的確に情報提供を行うこと
- 「一時的な居所」であっても、転居前と後のどちらの自治体が支援を主導するか決定し、要保護児童対策地域協議会にて、事例全体を俯瞰し、適切にマネジメントできるようにすること
- 関係機関から物理的に遠方になるとき等は、十分なリスクアセスメントを行い、各関係機関が共通認識をもって対応する必要があること

⑥ 措置解除の際の注意点

- 保護者の養育態度や家庭状況を正確に把握し、アセスメントした上で家庭復帰につなげること
- 家庭復帰にあたっては、要保護児童等地域協議会を活用し、虐待リスクを再評価することが必要
- 施設は、積極的に親子統合にむけた評価やアプローチをしていく姿勢が必要
- 家庭支援専門相談員に対する研修が必要

5.【特集】疑義事例（虐待による死亡と断定できないと報告のあった事例）

- 社会保障審議会児童部会新たな子ども家庭福祉のあり方に関する専門委員会報告（提言）の指摘を受け、第13次報告から新たに、疑義事例として、都道府県等が虐待による死亡と断定できない事例についても調査対象とすることとした。
今回、都道府県等より報告のあった疑義事例のうち、虐待死として検証すべきと判断した事例は8例（8人）、保留とした事例は3例（3人）、虐待死として検証すべきと判断できなかった事例は1例（1人）であった。

内容

（1） 本委員会で虐待死として検証すべきと判断した疑義事例の概要 8例（8人）

年齢では0歳児が最も多く、虐待の類型では身体的虐待が最も多く、主たる加害者では実母が最も多かった。これらは、虐待死として報告があった事例と同様の傾向であった。

（2） 本委員会で虐待死として検証すべきと判断した疑義事例（一部）

実母の既往歴による事故の可能性が否定された事例

ア 概要

乳児が外傷性急性硬膜下血腫で死亡。母子家庭であり実母は精神疾患の治療中で、養育能力に不安があることから、要保護児童対策地域協議会の対象事例として取り扱われていた。本児は出産後、乳児院を経て在宅へ移行。

イ 疑義事例とした要点（都道府県等が疑義事例と判断した根拠）

実母は、過去にも、精神疾患の症状に伴う意識消失により、本児を落とすことがあった。虐待（ネグレクト）のある家庭ではあったが、事故の可能性が否定できず、虐待による死亡とは断定できない。

ウ 虐待死として検証すべき事例と判断した要点（本委員会の結論）

本児を落とした事実は、事故よりも養育能力の不足ととらえるべき。司法判断は、責任能力の有無等が焦点となりえるが、虐待死を考えると、子どもの安全保護の観点で検討することが必要である。

エ その他

施設から在宅への移行については、慎重に検討する必要がある。

（3） 本委員会で虐待死として検証すべきと判断した疑義事例のまとめ

- 都道府県等が疑義事例とした理由：死産の可能性が否定できないことや、死因が不明であること、加害者が殺人に問われていないこと、事故の可能性が否定できないこと、虐待行為が直接的死因か不明又は死因ではないこと 等
- 本委員会が虐待死として検証すべき事例と判断した理由：生産であった（死産ではなかった）可能性は否定できないこと、事故よりも養育能力の不足ととらえるべきこと、死亡の原因は適切な養育で避けられたこと、確定判決を待たずとも、十分に情報が得られ経過から判断ができること 等

6. 課題と提言

地方公共団体への提言

1 虐待の発生予防及び発生時の的確な対応

- ① 妊娠期から支援を必要とする養育者の早期把握と切れ目のない支援の強化
 - ・ 要支援児童等（特定妊婦含む）に関する関係機関からの市町村への情報提供と連携の推進
 - ・ 「子育て世代包括支援センター」の設置促進
- ② 保護者の養育能力が低いと判断される事例への対応
 - ・ 育児に関する知識の啓発及び指導
- ③ 精神科医との連携
 - ・ 産後うつ等の精神疾患を抱えている方に対する適切な対応
- ④ 虐待者の配偶者及びパートナーへの対応
 - ・ 虐待者と配偶者等との関係性（「横の関係」）に注目すること
 - ・ DVがある場合は、被害を受けた養育者への対応だけでなく、子どもの安全確保の視点も重要

2 検証の積極的な実施と検証結果の有効活用

- ① 検証の積極的な実施
 - ・ 死亡事例を全て検証するほか、疑義事例を含む事例検証の実施
- ② 検証結果の有効活用
 - ・ 検証結果を研修で周知する等、今後の再発防止に活用すること

3 児童相談所及び市町村職員によるリスクアセスメントの実施と評価

- ・ アセスメントの背景や判断理由を相互に確認、共有し、アセスメントを表面的なものとしなないこと

4 関係機関の連携及び要保護児童対策地域協議会の充実

- ① 入所措置解除時の支援体制の整備
 - ・ 解除後も継続した個別ケース検討会議の開催と率直な意見交換、関係機関による見守りの継続
- ② 要保護児童対策地域協議会の効果的な運営
 - ・ 専門職の配置と研修の受講促進

5 児童相談所及び市町村職員体制の充実強化及び援助技術の向上

- ・ 専門職、業務量に見合った職員数の確保
- ・ 実践的な研修を通じた相談援助技術の向上

国への提言

1 虐待の発生予防及び発生時の的確な対応

- ① 妊娠期から切れ目のない支援体制の整備
 - ・ 妊娠期からの相談支援体制の充実強化に先駆的に取り組む市町村の事例の啓発、蓄積、検証
 - ・ 子育て、経済支援、社会的養育等の相談の機会の周知
- ② 精神疾患のある養育者等の支援を必要とする家庭に対する相談及び支援体制の強化
 - ・ 保健・医療・福祉のより一層の連携を強化
- ③ 虐待の早期発見及び早期対応の広報啓発
 - ・ 通告や相談をしやすい体制の整備

2 虐待対応における児童相談所と市町村の連携強化に関わる体制整備

- ・ 児童相談所と市町村が相互に強みを理解し、適切に支援できる体制整備

3 児童相談所及び市町村職員の人員体制の強化及び専門性の確保と資質の向上

- ・ 人材の確保及び人材育成等専門性向上に向けた検討

4 要保護児童対策地域協議会の活用の徹底と体制整備

- ・ 要保護児童対策地域協議会への専門職の配置と研修受講の促進

5 入所措置解除時及び措置解除後の支援体制の整備

- ・ 親子関係再構築の促進

6 再発防止を目的とした検証の積極的な実施と検証結果の活用促進

- ・ 地方公共団体における事例の検証をしていない理由等の把握と効果的な検証方法の提示

第1次から第13次報告を踏まえて 子ども虐待による死亡事例等を防ぐためのリスクとして留意すべきポイント

養育者の側面

- 妊娠の届出がなされておらず、母子健康手帳が未発行である
- 妊婦健康診査が未受診である又は受診回数が極端に少ない
- 関係機関からの連絡を拒否している（途中から関係が変化した場合も含む）
- 予期しない妊娠／計画していない妊娠
- 医師、助産師の立会いなく自宅等で出産
- 乳幼児健康診査や就学時の健康診断が未受診である又は予防接種が未接種である（途中から受診しなくなった場合も含む）
- 精神疾患や抑うつ状態（産後うつ、マタニティブルース等）がある
- 過去に自殺企図がある
- 養育者がDVの問題を抱えている
- 子どもの発達等に関する強い不安や悩みを抱えている
- 子どもを保護してほしい等、養育者が自ら相談してくる
- 虐待が疑われるにもかかわらず養育者が虐待を否定
- 訪問等をして子どもに会わせない
- 多胎児を含む複数人の子どもがいる

子どもの側面

- 子どもの身体、特に、顔や首、頭等に外傷が認められる
- 一定期間の体重増加不良や低栄養状態が認められる
- 子どもが保育所等に来なくなった
- 施設等への入退所を繰り返している（家庭復帰後6か月以内の死亡事案が多い）
- きょうだいに虐待があった

生活環境等の側面

- 児童委員、近隣住民等から様子が気にかかる旨の情報提供がある
- 生活上に何らかの困難を抱えている
- 転居を繰り返している
- 孤立している

援助過程の側面

- 関係機関や関係部署が把握している情報を共有できず得られた情報を統合し虐待発生のリスクを認識できなかった
- 要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）における検討の対象事例になっていなかった
- 家族全体を捉えたリスクアセスメントが不足しており、危機感が希薄であった
- スクリーニングの結果を必要な支援や迅速な対応に結びつけていなかった

※子どもが低年齢である場合や離婚等によるひとり親である場合に、上記ポイントに該当するときには、特に注意して対応する必要がある。

※下線部分は、第13次報告より追加した留意すべきポイント

平成27年度 妊婦健康診査（1回目）の実施状況

区市町村	1 回 目						
	対象者数 (妊娠届出数)	受診票 受理数	受診率 (%)	平均 受診週数	結果		
					異常なし C	有所見率 (%) (B-C)/B	要訪問 (区市町村への 連絡事項)
A	B	B/A					
東京都総数	128,035	116,075	90.7	10.8	108,781	6.3	127
区	94,659	85,367	90.2	10.7	79,859	6.5	113
市	33,180	30,539	92.0	11.0	28,783	5.8	13
島	196	169	86.2	11.4	139	17.8	1
千代田区	697	629	90.2	10.7	602	4.3	3
中央区	2,254	2,060	91.4	10.2	1,994	3.2	2
港区	3,517	3,086	87.7	10.1	2,960	4.1	3
新宿区	3,280	3,040	92.7	10.9	2,859	6.0	7
文京区	2,327	2,193	94.2	10.8	1,967	10.3	3
台東区	1,838	1,752	92.8	10.8	1,683	3.9	-
墨田区	2,656	2,483	93.5	11.1	2,355	5.2	3
江東区	5,402	5,036	93.2	11.4	4,867	3.4	4
品川区	4,407	4,054	92.0	9.6	3,916	3.4	7
目黒区	4,540	2,845	62.7	10.1	2,704	5.0	6
大田区	7,085	6,160	86.9	10.2	5,884	4.5	21
世田谷区	8,940	8,297	92.8	10.7	7,758	6.5	8
渋谷区	2,511	2,323	92.5	10.2	2,206	5.0	-
中野区	3,283	3,054	93.0	11.1	2,768	9.4	3
杉並区	5,429	5,081	93.6	11.0	4,253	16.3	5
豊島区	2,816	2,597	92.2	10.4	2,443	5.9	1
北区	3,407	3,143	92.3	10.7	3,035	3.4	3
荒川区	2,219	1,897	85.5	11.1	1,823	3.9	-
板橋区	5,281	4,808	91.0	11.1	4,621	3.9	5
練馬区	6,412	5,924	92.4	10.9	5,408	8.7	5
足立区	5,871	5,312	90.5	11.0	4,967	6.5	6
葛飾区	3,920	3,678	93.8	10.8	3,454	6.1	9
江戸川区	6,517	5,915	90.8	11.1	5,332	9.9	9
八王子市	3,838	3,573	93.1	10.8	3,435	3.9	1
立川市	1,507	1,438	95.4	11.1	1,366	5.0	-
武蔵野市	1,396	1,359	97.3	11.2	1,233	9.3	1
三鷹市	1,625	1,565	96.3	11.2	1,399	10.6	1
青梅市	882	824	93.4	11.0	782	5.1	-
府中市	2,344	2,231	95.2	11.8	2,154	3.5	-
昭島市	894	892	99.8	11.1	827	7.3	-
調布市	2,076	2,000	96.3	11.4	1,852	7.4	1
町田市	2,986	2,211	74.0	10.2	2,044	7.6	2
小金井市	1,100	1,053	95.7	11.4	993	5.7	-
小平市	1,606	1,522	94.8	11.1	1,473	3.2	-
日野市	1,513	1,543	95.7	10.6	1,473	4.5	-
東村山市	1,068	940	88.0	11.3	871	7.3	-
国分寺市	1,094	1,048	95.8	11.3	1,002	4.4	-
国立市	594	564	94.9	11.6	511	9.4	2
福生市	437	425	97.3	11.0	399	6.1	-
狛江市	761	689	90.5	11.6	653	5.2	-
東大和市	716	667	93.2	11.3	625	6.3	1
清瀬市	572	437	76.4	10.4	411	5.9	1
東久留米市	889	804	90.4	11.3	788	2.0	-
武蔵村山市	490	470	95.9	11.7	454	3.4	-
多摩市	975	896	91.9	10.2	870	2.9	1
稲城市	794	677	85.3	10.0	642	5.2	-
羽村市	444	426	95.9	10.5	410	3.8	-
あきる野市	490	460	93.9	10.0	436	5.2	1
西東京市	1,602	1,456	90.9	11.3	1,332	8.5	1
瑞穂町	228	220	96.5	11.0	204	7.3	-
日の出町	140	132	94.3	10.3	128	3.0	-
檜原村	9	6	66.7	10.3	6	0.0	-
奥多摩町	10	11	110.0	10.8	10	9.1	-
大島町	45	39	86.7	10.4	35	10.3	-
利島村	3	2	66.7	12.5	1	50.0	1
新島村	20	16	80.0	10.7	15	6.3	-
神津島村	12	5	41.7	10.6	5	0.0	-
三宅村	15	12	80.0	11.7	12	0.0	-
御蔵島村	6	1	16.7	9.0	1	0.0	-
八丈町	57	58	101.8	12.6	43	25.9	-
青ヶ島村	1	-	-	-	-	-	-
小笠原村	37	36	97.3	11.0	27	25.0	-

注) 受診票受理数は、平成27年度中に東京都国民健康保険団体連合会で受理した受診票数である。

資料：平成28年版母子保健事業報告年報

平成27年度 新生児訪問の実施状況

区市町村	出生数(15)	平成27年度			新生児訪問率 (%)
		新生児訪問実数			
		保健師分	指導員分	合計	
総数	113,194	14,848	67,884	82,732	73.1
区	80,619	9,218	49,494	58,712	72.8
市	32,374	5,512	18,390	23,902	73.8
島	201	118	-	118	58.7
千代田区	590	187	325	512	86.8
中央区	1,927	403	1,173	1,576	81.8
港区	2,962	38	2,444	2,482	83.8
新宿区	2,448	20	1,320	1,340	54.7
文京区	1,982	257	349	606	30.6
台東区	1,543	130	108	238	15.4
墨田区	2,463	286	2,029	2,315	94.0
江東区	4,843	851	3,679	4,530	93.5
品川区	3,738	223	2,684	2,907	77.8
目黒区	2,515	303	1,347	1,650	65.6
大田区	5,897	562	4,581	5,143	87.2
世田谷区	8,019	809	6,405	7,214	90.0
渋谷区	2,121	109	261	370	17.4
中野区	2,632	193	2,252	2,445	92.9
杉並区	4,747	738	3,843	4,581	96.5
豊島区	2,045	85	1,152	1,237	60.5
北区	2,731	288	2,091	2,379	87.1
荒川区	1,777	1,122	735	1,857	104.5
板橋区	4,517	1,146	2,794	3,940	87.2
練馬区	6,154	653	4,738	5,391	87.6
足立区	5,472	370	2,180	2,550	46.6
葛飾区	3,573	266	276	542	15.2
江戸川区	5,923	179	2,728	2,907	49.1
八王子市	3,787	2,367	1,255	3,622	95.6
立川市	1,501	69	706	775	51.6
武蔵野市	1,317	9	690	699	53.1
三鷹市	1,589	34	99	133	8.4
青梅市	794	19	249	268	33.8
府中市	2,293	82	1,841	1,923	83.9
昭島市	882	151	690	841	95.4
調布市	1,939	149	1,177	1,326	68.4
町田市	2,841	377	1,859	2,236	78.7
小金井市	1,107	90	926	1,016	91.8
小平市	1,635	65	1,457	1,522	93.1
日野市	1,558	233	1,213	1,446	92.8
東村山市	1,110	17	90	107	9.6
国分寺市	1,046	35	969	1,004	96.0
国立市	570	46	331	377	66.1
福生市	431	107	269	376	87.2
狛江市	698	52	295	347	49.7
東大和市	792	273	410	683	86.2
清瀬市	531	89	201	290	54.6
東久留米市	836	60	546	606	72.5
武蔵村山市	525	80	320	400	76.2
多摩市	1,009	312	647	959	95.0
稲城市	751	102	481	583	77.6
羽村市	373	69	158	227	60.9
あきる野市	557	219	138	357	64.1
西東京市	1,558	178	1,349	1,527	98.0
瑞穂町	207	163	19	182	87.9
日の出町	121	50	-	50	41.3
檜原村	10	9	5	14	140.0
奥多摩町	6	2	-	2	33.3
大島町	43	27	-	27	62.8
利島村	6	-	-	-	-
新島村	13	7	-	7	53.8
新津島村	21	6	-	6	28.6
三宅村	18	16	-	16	88.9
御蔵島村	4	3	-	3	75.0
八丈町	57	59	-	59	103.5
青ヶ島村	1	-	-	-	-
小笠原村	38	-	-	-	-

注) 新生児訪問率 = (新生児訪問実数合計 / 出生数) × 100

資料: 平成28年版母子保健事業報告年報

平成27年度 乳幼児健康診査の実施状況

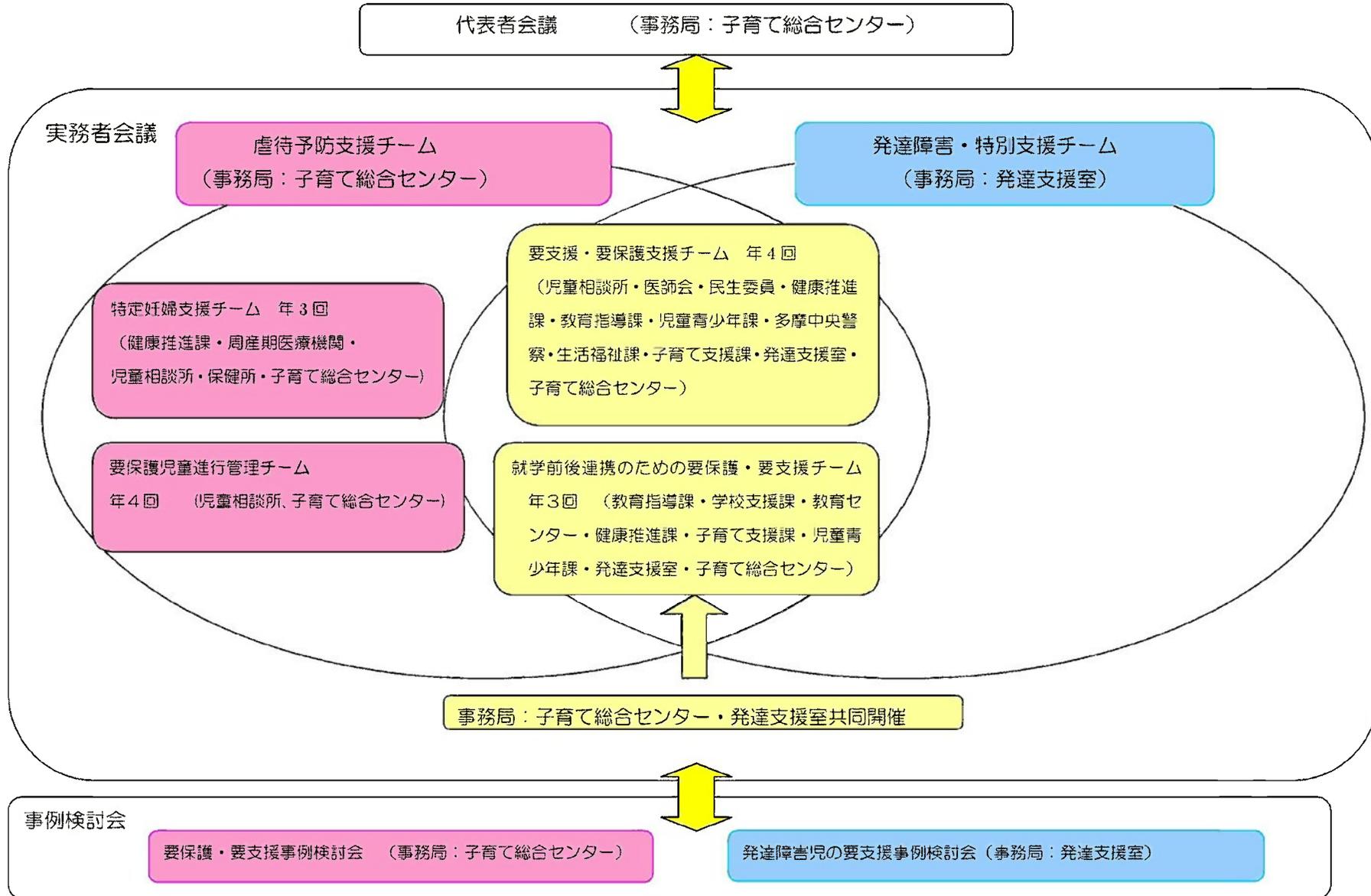
(%)

区市町村	平成27年度				
	3~4か月	6~7か月	9~10か月	1歳6か月	3歳
総数	96.0	91.5	88.3	91.6	92.7
区部	95.6	90.9	87.2	90.1	92.0
市郡部	97.2	92.9	90.9	95.3	94.3
島部	97.4	107.2	103.6	95.7	94.3
千代田区	91.5	89.6	88.7	90.7	88.9
中央区	91.5	90.7	87.8	90.6	86.6
港区	90.8	89.2	82.4	82.8	74.4
新宿区	94.7	86.7	83.2	77.7	87.6
文京区	98.5	93.5	91.2	89.1	96.1
台東区	96.6	91.1	86.8	91.9	93.5
墨田区	96.3	90.0	85.1	89.5	95.0
江東区	94.9	91.0	88.5	90.3	92.6
品川区	97.4	91.2	87.6	94.6	93.7
目黒区	92.9	88.3	83.0	87.4	81.3
大田区	96.9	87.5	83.3	95.4	95.2
世田谷区	95.1	92.3	88.9	91.4	90.5
渋谷区	89.1	87.6	79.7	84.7	86.2
中野区	95.1	87.4	83.3	94.6	94.1
杉並区	97.7	92.6	88.5	86.4	97.9
豊島区	92.9	85.1	81.0	87.5	91.0
北区	95.3	88.4	84.2	92.4	94.7
荒川区	98.2	89.7	85.7	95.6	96.5
板橋区	95.3	90.6	88.3	92.4	95.7
練馬区	95.0	91.4	89.6	90.9	92.2
足立区	97.9	97.6	92.0	88.4	93.9
葛飾区	96.4	88.1	84.9	86.0	93.4
江戸川区	97.4	95.9	93.9	91.6	91.4
八王子市	97.0	89.1	86.3	94.7	90.5
立川市	96.3	91.7	87.9	93.9	94.3
武蔵野市	96.6	93.3	91.0	91.6	96.4
三鷹市	97.6	95.2	94.4	94.6	96.7
青梅市	97.5	90.0	95.2	96.4	92.8
府中市	97.8	98.0	93.6	96.9	94.9
昭島市	98.0	95.9	96.7	93.3	95.9
調布市	98.2	101.4	99.3	97.0	96.4
町田市	97.6	94.3	94.8	93.3	92.1
小金井市	97.4	92.1	90.1	97.7	97.8
小平市	97.3	96.0	93.9	97.1	94.7
日野市	96.7	90.9	87.4	97.3	97.0
東村山市	97.9	90.9	84.5	96.3	99.0
国分寺市	97.2	91.3	84.4	96.2	92.3
国立市	97.5	91.7	85.7	93.4	92.7
福生市	95.9	84.9	82.3	91.8	91.1
狛江市	95.4	90.6	89.0	96.2	96.5
東大和市	95.2	91.1	87.1	94.8	92.7
清瀬市	97.6	86.0	85.0	93.7	95.5
東久留米市	97.3	93.4	92.6	96.7	94.5
武蔵村山市	93.0	81.2	79.5	91.5	90.3
多摩摩城市	98.5	93.3	91.8	95.9	96.9
稲城市	98.5	95.1	98.2	97.8	97.3
羽村市	96.8	87.1	95.7	95.9	96.3
あきる野市	96.7	93.4	90.0	98.8	97.6
西東京市	98.1	93.0	90.7	94.5	91.3
瑞穂町	98.2	89.2	93.7	95.5	94.1
日の出町	91.1	104.8	100.8	97.0	95.9
檜原村	100.0	140.0	110.0	100.0	89.5
奥多摩町	100.0	100.0	140.0	107.7	88.0
大島町	100.0	97.7	86.0	92.7	96.7
利島村	100.0	83.3	83.3	100.0	100.0
新島村	100.0	100.0	172.7	100.0	100.0
神津島村	100.0	95.0	85.0	100.0	100.0
三宅村	100.0	100.0	106.3	87.5	88.2
御蔵島村	-	100.0	100.0	60.0	-
八丈町	100.0	116.7	101.7	98.1	96.2
青ヶ島村	100.0	100.0	50.0	100.0	100.0
小笠原村	100.0	122.6	125.8	100.0	100.0

注) 受診率 = (受診票受理数又は受診者数 / 対象者数) × 100

資料: 平成28年版母子保健事業報告年報

(参考) 多摩市子ども家庭支援ネットワーク連絡会



区市町村における子供家庭支援センター設置状況及び子供家庭在宅サービス事業実施状況(平成29年7月1日現在)

◆ 子供家庭支援センター種別

(1) ☆ 先駆型53(23区26市4町) ○ 従来型1(1町) △ 小規模型6(6村) (2) ()内は先駆型で内数

	センター種別	要保護協議会	乳幼児家庭訪問	養育支援	一時預かり	ショートステイ	トワイライトステイ	子育てひろば	ファミリーサポートセンター
千代田区	☆	○	○	○	○	○		○	○
中央区	☆	○	○	○	○	○	○	○	○
港区	☆	○	○	○	○	○		○	○
新宿区	☆	○	○	○	○	○		○	○
文京区	☆	○	○	○	○	○		○	○
台東区	☆	○	○	○	○	○	○	○	○
墨田区	☆	○	○	○	○	○		○	○
江東区	☆	○	○	○	○	○		○	○
品川区	☆	○	○	○	○	○	○	○	○
目黒区	☆	○	○	○	○	○		○	○
大田区	☆	○	○	○	○	○	○	○	○
世田谷区	☆	○	○	○	○	○	○	○	○
渋谷区	☆	○	○	○	○	○		○	○
中野区	☆	○	○	○	○	○	○	○	○
杉並区	☆	○	○	○	○	○		○	○
豊島区	☆	○	○	○	○	○		○	○
北区	☆	○	○	○	○	○	○	○	○
荒川区	☆	○	○	○	○	○		○	○
板橋区	☆	○	○	○	○	○	○	○	○
練馬区	☆	○	○	○	○	○	○	○	○
足立区	☆	○	○	○	○	○	○	○	○
葛飾区	☆	○	○	○	○	○	○	○	○
江戸川区	☆	○	○	○	○	○		○	○
小計	23(23)	23	23	23	23	23	11	23	23

	センター種別	要保護協議会	乳幼児家庭訪問	養育支援	一時預かり	ショートステイ	トワイライトステイ	子育てひろば	ファミリーサポートセンター
八王子市	☆	○	○	○	○	○	○	○	○
立川市	☆	○	○	○	○	○		○	○
武蔵野市	☆	○	○	○	○	○		○	○
三鷹市	☆	○	○	○	○	○	○	○	○
青梅市	☆	○	○	○	○	○		○	○
府中市	☆	○	○	○	○	○	○	○	○
昭島市	☆	○	○	○	○	○	○	○	○
調布市	☆	○	○	○	○	○	○	○	○
町田市	☆	○	○	○	○	○	○	○	○
小金井市	☆	○	○	○	○	○		○	○
小平市	☆	○	○	○	○	○		○	○
日野市	☆	○	○	○	○	○	○	○	○
東村山市	☆	○	○	○	○	○		○	○
国分寺市	☆	○	○	○	○	○		○	○
国立市	☆	○	○	○	○	○		○	○
福生市	☆	○	○	○	○	○		○	○
狛江市	☆	○	○	○	○	○		○	○
東大和市	☆	○	○	○	○	○		○	○
清瀬市	☆	○	○	○	○	○		○	○
狭小留米市	☆	○	○	○	○	○		○	○
武蔵村山市	☆	○	○	○	○	○		○	○
多摩市	☆	○	○	○	○	○		○	○
稲城市	☆	○		○	○	○		○	○
羽村市	☆	○	○	○	○	○		○	○
あきる野市	☆	○	○	○	○	○		○	○
西東京市	☆	○	○	○	○	○		○	○
小計	26(26)	26	25	26	26	26	7	26	25

	センター種別	要保護協議会	乳幼児家庭訪問	養育支援	一時預かり	ショートステイ	トワイライトステイ	子育てひろば	ファミリーサポートセンター
瑞穂町	☆	○	○	○	○	○		○	○
日の出町	○	○	○		○	○		○	○
檜原村	△	○							
奥多摩町	☆	○	○	○					○
小計	4(2)	4	3	2	2	2	0	2	3

	センター種別	要保護協議会	乳幼児家庭訪問	養育支援	一時預かり	ショートステイ	トワイライトステイ	子育てひろば	ファミリーサポートセンター
大島町	☆	○	○	○	○			○	
利島村		(補助ネットワーク)							
新島村	△	○	○					○	
神津島村	△	○	○		○				
三宅村	△	○	○	○	○			○	
御蔵島村	△	○							
八丈町	☆	○		○	○				
青ヶ島村		(補助ネットワーク)							
小笠原村	△	○	○						
小計	7(2)	8	5	3	4	0	0	3	

	センター種別	要保護協議会	乳幼児家庭訪問	養育支援	一時預かり	ショートステイ	トワイライトステイ	子育てひろば	ファミリーサポートセンター
合計	60(53)	60	56	54	55	51	18	54	51

平成28年度ショートステイ事業実施状況

区市町村名	施設種別（委託契約施設数）						定員	年間延べ利用日数	
	乳児院	児童養護施設	支援施設	母子生活支援施設	子育て家庭支援センター	保育所 その他			
1	千代田区	1	1				2	129	
2	中央区	1	1				2	20	
3	港区	1					3	186	
4	新宿区	1				1	26	575	
5	文京区	1				1	4	335	
6	台東区	1				1	5	77	
7	墨田区	1	1			1	7	55	
8	江東区			1			3	751	
9	品川区				1		5	77	
10	目黒区		1				5	50	
11	大田区			2			7+1	447	
12	世田谷区	1	1	2			7+2室	1,024	
13	渋谷区	1				1	9	107	
14	中野区	1		1			2+3室	578	
15	杉並区	1	1				8	886	
16	豊島区		1			1	2	32	
17	北区		1				5	30	
18	荒川区	1		1			3	262	
19	板橋区		1			1	7	1,455	
20	練馬区	1	1	1			12	923	
21	足立区		1			1	18	1,347	
22	葛飾区		1				5	255	
23	江戸川区			1		1	3	299	
特別区計		13	12	9	1	0	9	145+5室	9,900

区市町村名	施設種別（委託契約施設数）						定員	年間延べ利用日数	
	乳児院	児童養護施設	支援施設	母子生活支援施設	子育て家庭支援センター	保育所 その他			
24	八王子市		1				2	11*2	604
25	立川市		1				3	282	
26	武蔵野市		2				4	87	
27	三鷹市		1				3	107	
28	青梅市	1	1				10*3	432	
29	府中市		1	1		1	12	207	
30	昭島市					1	9	61	
31	調布市		1		1		10	1,780	
32	町田市		1				6	494	
33	小金井市		1				2	75	
34	小平市		1				4+4	166	
35	日野市		1				3	149	
36	東村山市		1				4+4	10	
37	国分寺市		1				4+4	11	
38	国立市		1				2	100	
39	福生市	1	1				10*3	41	
40	狛江市		1				2	55	
41	東大和市					1	3	0	
42	清瀬市		1				2	449	
43	東久留米市		1				2	213	
44	武蔵村山市						-	0	
45	多摩市		1			1	7	61	
46	稲城市		1				1	31	
47	羽村市	1	1				10*3	194	
48	あきる野市	1	1				10*3	135	
49	西東京市		1				2	170	
市計		4	24	1	1	1	5	138	5,914

区市町村名	施設種別（委託契約施設数）						定員	年間延べ利用日数	
	乳児院	児童養護施設	支援施設	母子生活支援施設	子育て家庭支援センター	保育所 その他			
50	瑞穂町	1	1				10*3	279	
51	日の出町	1	1				5*3	25	
52	檜原村							-	
53	奥多摩町							-	
54	大島町							-	
55	利島村							-	
56	新島村							-	
57	神津島村							-	
58	三宅村							-	
59	御蔵島村							-	
60	八丈町							-	
61	青ヶ島村							-	
62	小笠原村							-	
町村計		2	2	0	0	0	0	15	304

都計	施設種別（施設数）						定員*5	年間延べ利用日数
	乳児院	児童養護施設	支援施設	母子生活支援施設	子育て家庭支援センター	保育所 その他		
	19	38	10	2	1	14	298+5室	16,118

合計 84

※平成28年度東京都子供・子育て支援交付金実績報告ベース

※施設種別「その他」：認定こども園、認定保育所、協力家庭、複合福祉施設等

※定員は家庭支援課調査によるもの（平成28年7月1日時点）

※施設数は区市町村が委託契約を結んでいる数であり、施設に重複がある

*1 定員7名のうち3名はトワイライトステイと合わせた定員

*2 定員11名のうち5名はトワイライトステイと合わせた定員

*3 4市2町合わせた定員

*4 3市合わせた定員

*5 各区市町村が委託契約を結んでいる数であり、他区市町村やトワイライトステイの定員数と一部重複している

区市町村別子育てひろば（地域子育て支援拠点）実施箇所数
（平成28年9月1日時点）

区市町村名	類型別(か所数)			合計
	都単独型	一般型	連携型	
千代田区		6		6
中央区	3	4		7
港区		9	6	15
新宿区	11	10	4	25
文京区		5		5
台東区	6	2		8
墨田区	11	3		14
江東区	21	6		27
品川区	26	3		29
目黒区	16	4		20
大田区	47	4		51
世田谷区	20	22	5	47
渋谷区		15		15
中野区	3	8	14	25
杉並区	9	4		13
豊島区	20	24		44
北区	23	1		24
荒川区	16	8	6	30
板橋区	19	1	7	27
練馬区	18	24		42
足立区	56	12		68
葛飾区	23	10		33
江戸川区		11		11
区部計	348	196	42	586

区市町村別子育てひろば（地域子育て支援拠点）実施箇所数
（平成28年9月1日時点）

区市町村名	類型別(か所数)			合計
	都単独型	一般型	連携型	
八王子市	7	11	30	48
立川市	1	7	5	13
武蔵野市		6		6
三鷹市	18	7		25
青梅市	14	5		19
府中市	8	3		11
昭島市	21	4		25
調布市	13	2		15
町田市	25	17		42
小金井市		2	2	4
小平市		7		7
日野市	12	7	3	22
東村山市	2	3		5
国分寺市		3		3
国立市	3			3
福生市	2	1	3	6
狛江市			2	2
東大和市	3			3
清瀬市		6		6
東久留米市		2		2
武蔵村山市	1	1		2
多摩市	5	7	2	14
稲城市	7	1		8
羽村市	1	2	3	6
あきる野市	2	2		4
西東京市	11	5		16
瑞穂町	1			1
日の出町	1			1
檜原村				0
奥多摩町				0
大島町	5			5
利島村				0
新島村	1			1
神津島村				0
三宅村	1			1
御蔵島村				0
八丈町				0
青ヶ島村				0
小笠原村				0
市町村部計	165	111	50	326
合計	513	307	92	912

平成28年度子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)実施状況(実績報告ベース)

	提供会員	依頼会員	両方会員	計	24時間以上の講習の実施	ひとり親家の利用支援	病児緊急対応強化事業			
1	千代田区	195	721	8	924	○	○			
2	中央区	227	1,883	178	2,288					
3	港区	166	1,301	32	1,499					
4	新宿区	378	3,222	20	3,620	○	○			
5	文京区	289	2,332	17	2,638					
6	台東区	421	2,793	156	3,370					
7	墨田区	116	654	10	780					
8	江東区	645	3,969	146	4,760					
9	品川区	434	4,159	36	4,629		○			
10	目黒区	453	801	17	1,271		○			
11	大田区	641	3,158	66	3,865					
12	世田谷区	699	5,289	62	6,050	○	○			
13	渋谷区	167	1,196	7	1,370					
14	中野区	462	2,595	217	3,274		○			
15	杉並区	345	1,474	4	1,823					
16	豊島区	209	1,693		1,902		○			
17	北区	658	3,543	31	4,238					
18	荒川区	374	2,226	35	2,635					
19	板橋区	219	2,226		2,445	○				
20	練馬区	275	7,290	3	7,568	○				
21	足立区	487	2,282	16	2,787					
22	葛飾区	290	1,492	53	1,835					
23	江戸川区	557	3,307	103	3,967					
区部計				8,707	59,612	1,219	69,538	5	5	2

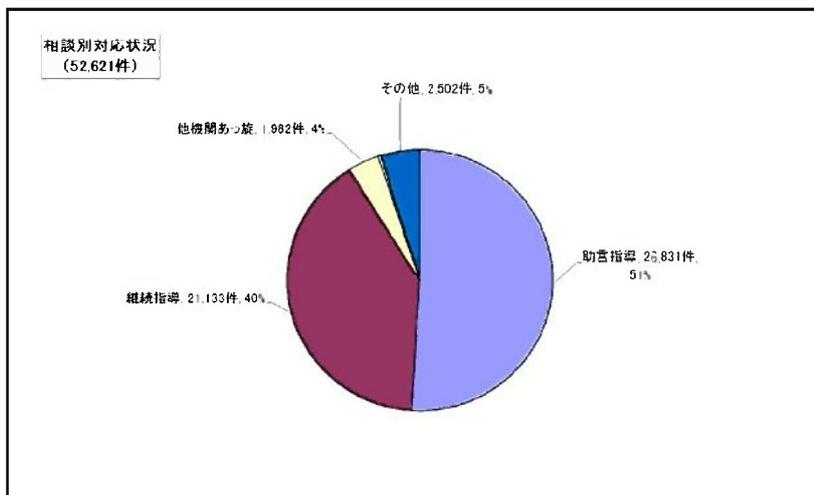
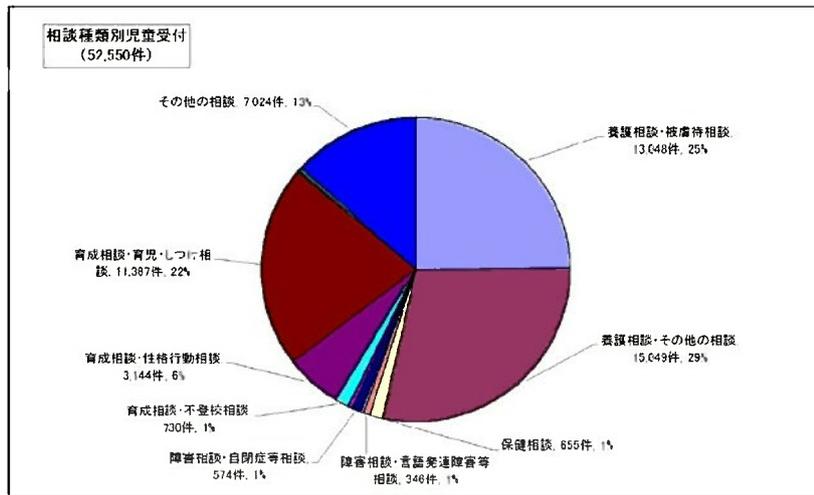
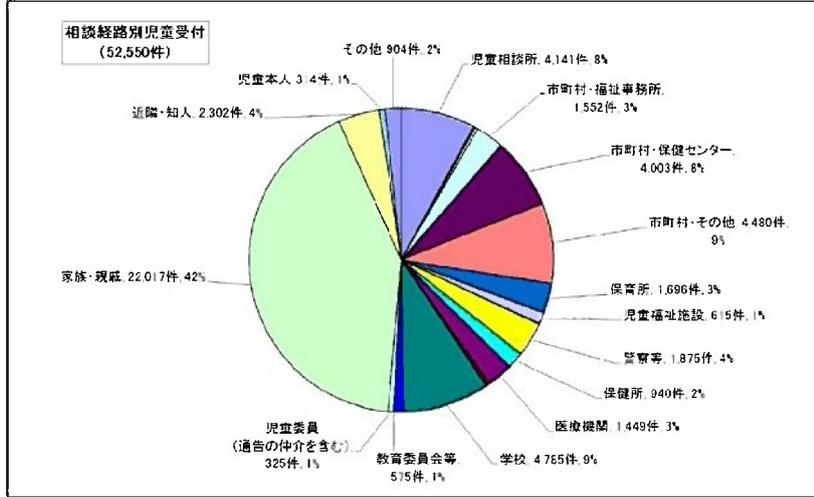
	提供会員	依頼会員	両方会員	計	24時間以上の講習の実施	ひとり親家の利用支援	病児緊急対応強化事業			
24	八王子市	639	2,359	84	3,082					
25	立川市	314	1,752	105	2,171					
26	武蔵野市									
27	三鷹市	227	2,414	24	2,665					
28	青梅市	224	615	5	844	○				
29	府中市	413	1,574	94	2,081		○			
30	昭島市	275	344	16	635					
31	調布市	255	1,259	67	1,581					
32	町田市	683	2,447	137	3,267					
33	小金井市	235	1,483	31	1,749					
34	小平市	403	2,866	42	3,311	○				
35	日野市	565	6,306	154	7,025		○			
36	東村山市	150	1,686	16	1,852	○				
37	国分寺市	228	1,086	14	1,328		○			
38	国立市	165	939	19	1,123					
39	福生市	65	151	5	221					
40	狛江市	240	1,089	47	1,376		○			
41	東大和市									
42	清瀬市	205	1,733	58	1,996	○	○			
43	東久留米市	199	564	9	772					
44	武蔵村山市	156	305	22	483					
45	多摩市	233	978	51	1,262					
46	稲城市	48	113	5	166					
47	羽村市	69	180	11	260					
48	あきる野市	193	514	20	727					
49	西東京市	214	2,137	0	2,351					
市部計				6,398	34,894	1,036	42,328	4	4	1

	提供会員	依頼会員	両方会員	計	24時間以上の講習の実施	ひとり親家の利用支援	病児緊急対応強化事業	
50	瑞穂町	30	207	1	238			
51	日の出町	17	12		29			
52	檜原村							
53	奥多摩町	71	42	26	139			
54	大島町							
55	利島村							
56	新島村							
57	神津島村							
58	三宅村							
59	御蔵島村							
60	八丈町							
61	葎ヶ島村							
62	小笠原村							
町村部計		118	261	27	406	0	0	0

	提供会員	依頼会員	両方会員	計	24時間以上の講習の実施	ひとり親家の利用支援	病児緊急対応強化事業	
区部計		8,707	59,612	1,219	69,538	5	5	2
市部計		6,398	34,894	1,036	42,328	4	4	1
町村部計		118	261	27	406	0	0	0
計		15,223	94,767	2,282	112,272	9	9	3

・東京都子供・子育て支援交付金実績報告ベース

平成28年度 区市町村児童家庭相談統計

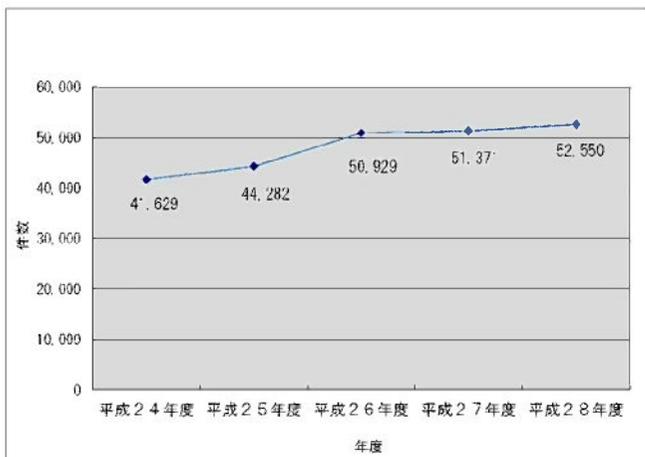


※1%未満の項目についてはグラフ掲載を一部省略

区市町村	相談受理件数	児童人口	相談件数割合 児童人口比
	(件)	(人)	(%)
1 千代田区	297	8,562	3.5%
2 中央区	367	20,678	1.8%
3 港区	948	33,953	2.8%
4 新宿区	2521	31,502	8.0%
5 文京区	885	29,224	3.0%
6 台東区	2058	19,969	10.3%
7 墨田区	986	32,236	3.1%
8 江東区	3259	71,944	4.5%
9 品川区	518	49,096	1.1%
10 目黒区	374	33,921	1.1%
11 大田区	2556	93,304	2.7%
12 世田谷区	1045	123,843	0.8%
13 渋谷区	1271	24,693	5.1%
14 中野区	1643	32,910	5.0%
15 杉並区	1295	67,500	1.9%
16 豊島区	2999	27,817	10.8%
17 北区	1413	39,574	3.6%
18 荒川区	1024	27,257	3.8%
19 板橋区	1711	71,988	2.4%
20 練馬区	2719	105,435	2.6%
21 足立区	2529	95,416	2.7%
22 葛飾区	1174	62,928	1.9%
23 江戸川区	1644	107,373	1.5%
区部計	35,236	1,211,123	2.9%
24 八王子市	1053	83,251	1.3%
25 立川市	902	26,703	3.4%
26 武蔵野市	1013	19,648	5.2%
27 三鷹市	713	27,638	2.6%
28 青梅市	842	19,343	4.4%
29 府中市	988	41,678	2.4%
30 昭島市	724	16,974	4.3%
31 調布市	1710	34,230	5.0%
32 町田市	2361	68,139	3.5%
33 小金井市	524	17,227	3.0%
34 小平市	520	29,710	1.8%
35 日野市	662	28,699	2.3%
36 東村山市	259	22,467	1.2%
37 国分寺市	580	17,708	3.3%
38 国立市	328	10,645	3.1%
39 福生市	167	7,476	2.2%
40 狛江市	135	11,158	1.2%
41 東大和市	273	13,888	2.0%
42 清瀬市	279	11,425	2.4%
43 東久留米市	322	17,478	1.8%
44 武蔵村山市	524	12,504	4.2%
45 多摩市	293	21,060	1.4%
46 稲城市	295	16,171	1.8%
47 羽村市	207	8,771	2.4%
48 あきる野市	411	12,971	3.2%
49 西東京市	853	29,628	2.9%
市部計	16,938	626,590	2.7%
50 瑞穂町	141	5,076	2.8%
51 日の出町	60	2,787	2.2%
52 檜原村	25	169	14.8%
53 奥多摩町	21	413	5.1%
54 大島町	20	1,187	1.7%
55 利島村	0	58	0.0%
56 新島村	59	362	16.3%
57 神津島村	0	318	0.0%
58 三宅村	0	253	0.0%
59 御蔵島村	8	58	13.8%
60 八丈町	11	1,074	1.0%
61 菅ヶ島村	0	21	0.0%
62 小笠原村	31	480	6.5%
町村部計	376	12,256	3.1%
合計	52,550	1,849,969	2.8%

都内区市町村における児童家庭相談件数の状況

【図表1】相談受案件数の推移



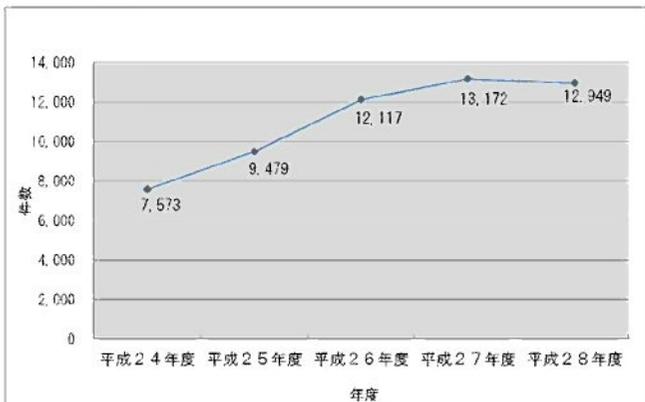
【図表3】区市町村別相談受案件数の推移

年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
合計	47,629	44,282	50,929	51,371	52,550
千代田区	206	178	237	290	297
中央区	236	337	338	353	367
港区	571	617	812	926	928
新宿区	2,001	1,909	2,224	2,428	2,521
文京区	457	631	787	821	885
台東区	1,344	1,495	2,052	1,931	2,058
荒川区	332,385	322,664	1,263	782	986
江東区	13,478	13,674	13,853	13,498	13,259
品川区	501	525	530	500	518
目黒区	608	783	618	727	874
大田区	1,494	1,881	1,954	2,165	2,356
世田谷区	810	930	956	1,155	1,045
渋谷区	850	1,023	1,062	1,383	1,271
中野区	1,471	1,301	1,522	1,601	1,623
杉並区	1,395	1,830	1,789	1,727	1,285
豊島区	2,014	1,831	2,484	2,243	2,299
北区	1,206	1,489	1,680	1,528	1,413
荒川区	442	615	886	909	1,024
板橋区	1,026	1,211	1,342	1,500	1,711
練馬区	2,480	2,447	2,742	2,834	2,719
国分寺市	1,916	1,296	2,581	2,212	2,529
葛飾区	830	1,051	1,335	1,411	1,174
江戸川区	1,639	1,814	2,036	1,906	1,824
区市町村別合計	29,337	31,532	35,296	35,236	35,236
八王子市	765	833	1,008	1,042	1,053
立川市	486	489	625	663	802
武蔵野市	478	523	585	655	1,013
府中市	351	384	381	364	713
青梅市	757	831	884	895	822
府中市	785	862	942	972	988
昭島市	476	712	782	704	724
調布市	899	1,112	1,255	1,467	1,710
町田市	1,121	1,445	2,117	1,974	2,361
小金井市	616	471	504	429	524
小平市	596	591	719	632	520
日野市	303	346	437	323	662
東村山市	202	295	251	312	259
国分寺市	453	523	512	642	580
国立市	174	213	234	263	328
狛江市	207	189	294	157	167
狛江市	71	91	104	106	135
東大和市	100	109	125	141	273
清瀬市	228	274	219	225	279
東久留米市	625	283	399	509	322
武蔵野市	644	597	661	686	524
多摩市	233	240	225	309	293
稲城市	201	217	274	282	295
羽村市	119	120	186	280	207
あきる野市	261	283	492	390	411
西東京市	649	587	758	888	853
市町村別合計	11,890	12,360	15,237	15,723	16,938
瑞穂町	149	175	158	142	141
日の出町	45	19	37	65	60
檜原村	30	51	29	40	23
奥多摩町	33	29	19	11	21
大島町	64	16	43	27	20
利島村	0	0	0	0	0
新島村	96	61	61	82	59
初津島村	0	4	2	1	0
三宅村	2	6	3	4	0
御蔵島村	0	2	2	0	8
八丈町	60	19	26	13	11
青ヶ島村	0	0	0	0	0
小笠原村	13	8	7	26	31
町村別合計	492	390	396	412	376

【図表4】区市町村別虐待対応件数の推移

年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
合計	7,573	9,479	12,117	13,172	12,949
千代田区	67	14	45	16	43
中央区	13	14	81	50	81
港区	154	75	196	58	328
新宿区	248	27	159	7	179
文京区	187	28	242	43	369
台東区	234	54	258	64	525
荒川区	104	42	239	43	217
江東区	228	27	363	35	387
品川区	191	68	198	59	229
目黒区	95	19	186	21	186
大田区	315	23	460	43	528
世田谷区	321	30	579	45	635
渋谷区	165	15	130	9	199
中野区	246	24	195	10	347
杉並区	256	12	509	33	406
豊島区	154	4	214	4	277
北区	150	57	205	166	255
荒川区	86	9	184	50	235
板橋区	121	9	231	6	215
練馬区	1,630	1	616	0	631
国分寺市	402	59	2,333	113	2,855
葛飾区	165	31	210	29	293
江戸川区	2,539	26	1,751	13	1,902
区市町村別合計	5,254	692	6,872	840	8,427
八王子市	321	81	383	91	481
立川市	86	4	38	2	121
武蔵野市	51	0	17	5	99
府中市	92	30	79	17	133
青梅市	68	36	60	17	81
府中市	192	50	215	27	256
昭島市	60	9	65	13	105
調布市	134	21	178	16	293
町田市	238	1	322	0	351
小金井市	65	14	139	17	102
小平市	181	0	166	7	317
日野市	44	3	38	0	94
東村山市	63	25	87	21	154
国分寺市	95	14	129	14	99
国立市	32	1	42	7	36
狛江市	33	11	39	9	60
狛江市	32	5	38	8	40
東大和市	28	0	30	0	62
清瀬市	56	22	58	14	71
東久留米市	83	7	106	2	123
武蔵野市	97	2	65	20	91
多摩市	74	23	89	17	83
稲城市	49	2	41	7	58
羽村市	14	6	19	3	34
あきる野市	26	7	31	7	50
西東京市	58	24	59	17	217
市町村別合計	2,233	398	2,848	368	3,614
瑞穂町	32	9	46	14	28
日の出町	15	0	5	0	14
檜原村	1	0	0	0	0
奥多摩町	4	3	3	0	3
大島町	32	0	6	0	17
利島村	0	0	0	0	0
新島村	1	1	0	3	2
初津島村	0	0	0	0	0
三宅村	0	0	0	3	0
御蔵島村	0	0	0	2	0
八丈町	0	0	1	0	5
青ヶ島村	0	0	0	0	0
小笠原村	0	0	0	2	0
町村別合計	86	13	62	14	76

【図表2】虐待対応件数の推移



障害児支援サービスについて

制度

■障害児支援の制度改正(平成24年4月児童福祉法改正)

- **障害児施設・事業の一元化**
障害種別で分かれていた体系を、通所と入所ごとに一元化
- **障害児通所支援の実施主体を区市町村へ移行**
通所サービスの実施主体は身近な区市町村に変更
(これにより障害者総合支援法(自立支援法から移行)の居宅サービスと一体的な提供が可能)
- **放課後等デイサービスの創設**
年齢児を対象としたサービスを創設し、放課後支援を充実
- **保育所等訪問支援の創設**
障害があっても保育所等の利用ができるよう訪問サービスを創設
- **障害児相談支援の創設**
通所サービスの利用に係る計画を作成

<障害者自立支援法>	区市町村
児童デイサービス	
<児童福祉法>	都道府県
知的障害児通園施設	
難聴幼児通園施設	
肢体不自由児通園施設(医)	
重症心身障害児(者)通園事業(補助事業)	

【平成24年4月～】

<児童福祉法> 区市町村

障害児通所支援	児童発達支援 (センター、事業所) (未就学児)
	医療型児童発達支援 (センター)
	放課後等デイサービス [就学児]
	保育所等訪問支援
障害児相談支援	

サービス概要

【障害児通所支援】

- **児童発達支援(センター、事業所)**
[対象]療育の観点から集団療育及び個別療育を行う必要があると認められる未就学の障害児
[内容]日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行う
- **医療型児童発達支援(センター)**
[対象]肢体不自由があり、理学療法等の機能訓練又は医学的管理下での支援が必要と認められた障害児
[内容]日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援及び治療を行う
- **放課後等デイサービス**
[対象]学校教育法第1条に規定している学校(幼稚園及び大学を除く。)に就学しており、授業の終了後又は休業日に支援が必要と認められた障害児
[内容]授業の終了後・学校の休業日に、生活能力向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他必要な支援を行う
- **保育所等訪問支援**
[対象]保育所、幼稚園、小学校、特別支援学校、認定こども園その他児童が集団生活を営む施設に通う障害児であって、当該施設を訪問し、専門的な支援が必要と認められた障害児
[内容]保育所等を訪問し、障害児に対して、障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援その他必要な支援を行う

【障害児相談支援】

[対象]障害児通所支援の申請・変更申請に係る障害児

- **障害児支援利用援助**
[内容]・障害児通所支援の申請に係る通所給付決定の前に障害児支援利用計画案を作成
・通所給付決定後、サービス事業者等との連絡調整等を行うとともに、障害児支援利用計画を作成
- **継続障害児支援利用援助**
[内容]・障害児通所支援の利用状況等の検証(モニタリング)
・サービス事業者等との連絡調整、必要に応じて新たな通所給付決定等に係る申請の勧奨

◆児者共通サービス[障害者総合支援法]

- 短期入所 ○ 居宅介護

障害児福祉計画に係る実績

(各年度における月間の障害福祉サービス等の見込み及び実績)

サービスの種類		事項	単位	H26年度	H27年度		H28年度		H29年度	
				実績	見込み	実績	見込み	実績	見込み	
障害児通所支援	児童発達支援	サービス量	人日分	46,719	61,864	54,146	68,481	62,835	75,157	
		利用者数	人	7,906	8,582	8,745	9,442	9,703	10,282	
	放課後等デイサービス	サービス量	人日分	79,726	97,429	115,965	115,065	149,589	132,845	
		利用者数	人	7,879	9,433	10,551	10,746	13,046	12,039	
	保育所等訪問支援	サービス量	人日分	106	305	121	525	224	623	
		利用者数	人	82	146	95	310	163	379	
	医療型児童発達支援	サービス量	人日分	1,559	2,139	1,656	2,355	1,656	2,502	
		利用者数	人	180	237	199	257	207	272	
	障害児相談支援		利用者数	人	1,397	2,326	2,330	2,709	2,820	3,064

※ 各年度の末月における利用実績及び見込みである
 (障害児通所支援及び障害児相談支援の実績は、東京都国民健康保険団体連合会の統計調査データによる。)

障害児通所支援事業所 事業所数及び定員数の推移

1 児童発達支援



※児童発達支援センター以外の児童発達支援事業所の数である。

2 放課後等デイサービス



児童発達支援センター整備状況

平成29年4月現在

区市町村	施設数			現在の状況
	合計	福祉型	医療型	
千代田区	-	-	-	検討中
中央区	-	-	-	整備中
港区	-	-	-	整備中
新宿区	-	-	-	検討中
文京区	1	1	-	設置済
台東区	-	-	-	検討中
墨田区	1	1	-	設置済
江東区	3	2	1	設置済
品川区	1	1	-	(設置済)更に検討中
目黒区	1	1	-	設置済
大田区	2	1	1	設置済
世田谷区	2	2	-	設置済
渋谷区	-	-	-	検討中
中野区	-	-	-	検討中
杉並区	1	1	-	設置済
豊島区	1	1	-	設置済
北区	1	-	1	(設置済)更に検討中
荒川区	-	-	-	検討中
板橋区	2	2	-	設置済
練馬区	2	2	-	設置済
足立区	3	2	1	設置済
葛飾区	2	2	-	(設置済)更に検討中
江戸川区	-	-	-	その他
八王子市	1	1	-	(設置済)更に検討中
立川市	-	-	-	検討中
武蔵野市	-	-	-	その他
三鷹市	1	1	-	(設置済)更に検討中
青梅市	-	-	-	その他
府中市	1	-	1	(設置済)更に検討中
昭島市	-	-	-	整備中
調布市	-	-	-	検討中
町田市	2	2	-	設置済
小金井市	2	2	-	設置済
小平市	-	-	-	その他
日野市	-	-	-	検討中
東村山市	-	-	-	その他
国分寺市	-	-	-	検討中
国立市	-	-	-	検討中
福生市	-	-	-	検討中
狛江市	-	-	-	検討中
東大和市	-	-	-	検討中
清瀬市	1	1	-	設置済
東久留米市	-	-	-	検討中
武蔵村山市	1	1	-	その他
多摩市	1	1	-	設置済
稲城市	-	-	-	検討中
羽村市	-	-	-	検討中
あきる野市	1	1	-	(設置済)更に検討中
西東京市	-	-	-	検討中
瑞穂町	-	-	-	検討中
日の出町	-	-	-	検討中
檜原村	-	-	-	検討中
奥多摩町	-	-	-	その他
大島町	-	-	-	その他
利島村	-	-	-	検討中
新島村	-	-	-	その他
神津島村	-	-	-	検討中
三宅村	-	-	-	検討中
御蔵島村	-	-	-	検討中
八丈町	-	-	-	検討中
青ヶ島村	-	-	-	検討中
小笠原村	-	-	-	その他
合計	34	29	5	

※「現在の状況」は区市町村報告(平成29年5月)による。

主に重症心身障害児を支援する障害児通所支援事業所整備状況

(平成29年3月現在)

区市町村	事業所数	
	児童発達支援 (センターを含む)	放課後等 デイサービス
千代田区	-	-
中央区	-	-
港区	1	-
新宿区	-	-
文京区	-	-
台東区	-	-
墨田区	2	1
江東区	1	2
品川区	-	-
目黒区	-	-
大田区	1	-
世田谷区	5	2
渋谷区	-	-
中野区	2	2
杉並区	2	-
豊島区	1	-
北区	1	1
荒川区	1	1
板橋区	-	2
練馬区	1	2
足立区	4	1
葛飾区	1	-
江戸川区	-	-
八王子市	1	2
立川市	-	-
武蔵野市	-	-
三鷹市	2	1
青梅市	-	-
府中市	2	1
昭島市	1	1
調布市	-	-
町田市	1	2
小金井市	1	1
小平市	-	1
日野市	-	-
東村山市	1	1
国分寺市	-	-
国立市	-	1
福生市	-	-
狛江市	-	-
東大和市	-	-
清瀬市	-	-
東久留米市	-	-
武蔵村山市	1	1
多摩市	2	2
稲城市	-	-
羽村市	-	-
あきる野市	1	1
西東京市	-	-
瑞穂町	-	-
日の出町	-	-
檜原村	-	-
奥多摩町	-	-
大島町	-	-
利島村	-	-
新島村	-	-
神津島村	-	-
三宅村	-	-
御蔵島村	-	-
八丈町	-	-
青ヶ島村	-	-
小笠原村	-	-
合計	36	29

医療的ケアが必要な障害児への支援について

現状

医療的ケアが必要な障害児について

- 医療技術の進歩等を背景として、NICU等に長期間入院した後、引き続き人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養など医療的ケアが必要な障害児（医療的ケア児）が増加
- しかし、医療的ケアが必要な障害児が利用できるサービスは限定

【医療的ケア児数（H27.5）】
 ・全国で約1.7万人と推計（厚労省研究班報告）
 ・人口比率より、都内では約1,600人と推計

児童福祉法の一部改正（平成28年5月）

【障害児支援のニーズの多様化へのきめ細かな対応】

- 医療的ケアを要する障害児が適切な支援を受けられるよう、自治体において保健・医療・福祉等の連携促進に努めるものとする。

【施行期日】 平成28年6月3日

都の取組

- 今後、医療的ケアが必要な障害児が適切な支援を受けられるよう、関係機関の連携強化や在宅生活を支えるサービスの充実に積極的に取り組む。

医療的ケア児の支援・29年度の取組

1 連携の促進

- 医療的ケア児支援関係機関連絡会【29年度新規】
 ⇒ 医療的ケア児を含む障害児への支援に関わる関係機関の連絡調整・意見交換の場の確保

2 在宅支援の充実

- 通所支援の対応力強化
- 早期療育支援（訪問支援）
- レスパイト支援

- 障害児通所支援医療的ケア対応促進モデル事業【29年度新規】
 ⇒ 障害児通所支援において、医療的ケア児を受け入れるために必要な看護師配置をモデル実施

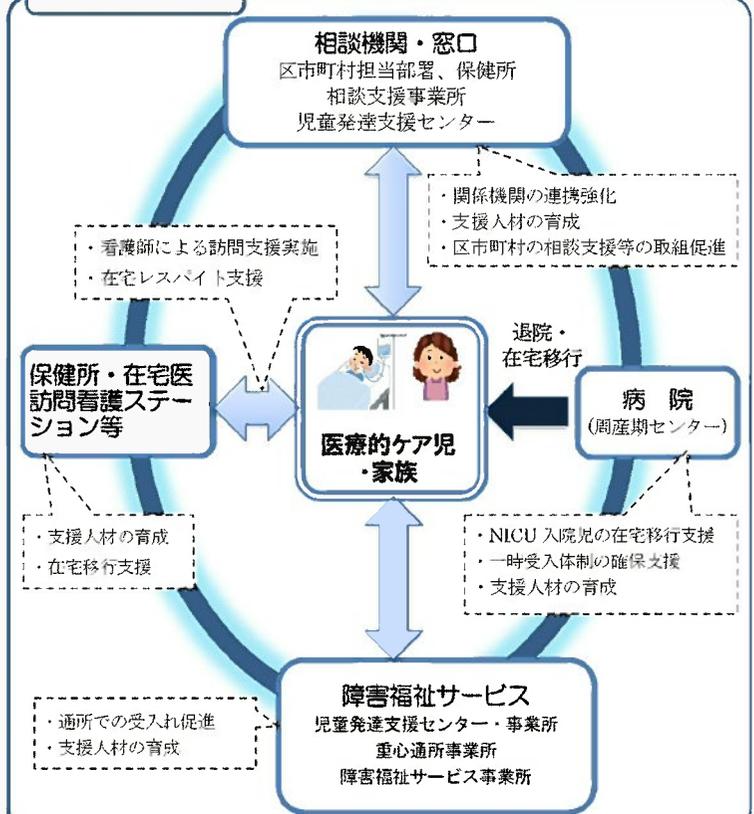
- 重症心身障害児等在宅療育支援事業【29年度拡充】
 ⇒ 訪問事業（看護師による訪問支援の実施等）の対象拡大（在宅の医療的ケア児も対象化）

- 重症心身障害児（者）等在宅レスパイト事業【29年度拡充】
 ⇒ 在宅の重症心身障害児（者）に加え、在宅の医療的ケア児を介護する家族等まで対象拡大

3 支援人材の育成

- 医療的ケア児等支援者育成研修【29年度新規】
 ⇒ 医療的ケア児の支援に関わる人材研修を実施し、地域での医療的ケア児への支援の裾野を拡大

全体イメージ



医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置について

【国 基本指針】

医療的ケア児が適切な支援を受けられるように、平成30年度末までに、各都道府県、各圏域及び各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設置することを基本とする。

区市町村	検討状況	既存会議名
千代田区	検討中	
中央区	検討中	
港区	既存会議で対応	港区療育支援ネットワーク会議
新宿区	検討中	
文京区	検討中	
台東区	検討中	
墨田区	検討中	
江東区	検討中	
品川区	検討中	
目黒区	検討中	
大田区	検討中	
世田谷区	検討中	
渋谷区	検討中	
中野区	検討中	
杉並区	既存会議で対応	医療的ケアを必要とする障害児(者)に関わる医療職連絡会
豊島区	検討中	
北区	検討中	
荒川区	検討中	
板橋区	検討中	
練馬区	検討中	
足立区	検討中	
葛飾区	検討中	
江戸川区	検討中	

区市町村	検討状況	既存会議名
八王子市	検討中	
立川市	検討中	
武蔵野市	検討中	
三鷹市	検討中	
青梅市	検討中	
府中市	検討中	
昭島市	検討中	
調布市	既存会議で対応	調布市障害者地域自立支援協議会
町田市	検討中	
小金井市	検討中	
小平市	検討中	
日野市	検討中	
東村山市	-	
国分寺市	検討中	
国立市	検討中	
福生市	既存会議で対応	妻保護児童対策地域協議会
狛江市	検討中	
東大和市	検討中	
清瀬市	検討中	
東久留米市	検討中	
武蔵村山市	検討中	
多摩市	既存会議で対応	事業所等連絡会
稲城市	検討中	
羽村市	検討中	
あきる野市	検討中	
西東京市	検討中	
瑞穂町	検討中	
日の出町	検討中	
檜原村	検討中	
奥多摩町	検討中	
大島町	-	
利島村	検討中	
新島村	-	
神津島村	検討中	
三宅村	検討中	
御蔵島村	検討中	
八丈町	検討中	
青ヶ島村	検討中	
小笠原村	検討中	

平成29年5月現在
区市町村報告による